

(2) 旅 費 10,000 現 金 10,000
 右は概算額を渡したる場合に直ちに旅費勘定にて仕譯したるもの。

三 山田八郎歸社旅費精算の結果金百四拾五圓也にして金五圓也戻り入る。

(1) (借 方) (貸 方)

旅 費 145,000 假 拂 金 150,000

現 金 5,000

右は假拂として仕譯しあるものにして精算の結果剩餘金を生じたるもの。

(2) (借 方) (貸 方)

現 金 5,000 旅 費 5,000

右は旅費勘定として仕譯しあるものにして精算の結果剩餘金を生じたるもの

(6) 交際費

營業上必要な招待費、其他贈答用に要する諸費用を整理する勘定科目にして、相當重要なものゝ一なり、而して本勘定科目は時によりては種々問題を惹起す事少なからざる爲め之れを設けざる場合あり、假令之れを設けると

も實際交際費勘定に属すべきものと雖も多少問題となるべき性質のもの之れを避けて何等問題とならざるものゝみを記入し居るもの少なからず。

仕 譯 例

一、大坂の間屋川口屋上京に就き招待す此費八拾圓現金にて支拂ふ。

(借 方) (貸 方)

交 際 費 80,000 現 金 80,000

二、歳暮の爲め取引先へ贈物をなす此代金五百圓也。

(借 方) (貸 方)

交 際 費 500,000 現 金 500,000

(7) 修繕費

所有の營業家屋を修繕手入又は模様替、改良等をなしたる場合に要したる一切の費用を處理する勘定科目にして、時によりては營繕費とも稱することあり。而して修繕費は廣告費俸給等の如く其支出の全然損出に属すべきのとは聊か其性質を異にし、其修繕手入又は模様替等の結果か其家屋に相當の

價格を増大せしめたる場合は、之を全然修繕費なる経費として處理することなく、其増大したる價格を見積り之れを家屋勘定なる資産に組入るものなりとす。

仕譯例

一、所有家屋の修繕をなし修繕費五百圓を現金にて支拂ふ。

(1) (借方) (貸方)

家賃費 500.000 現金 500.000

右は家屋に價格を増さる場合の仕譯

(2) 修繕費 300.000 現金 500.000

對 應 200.000

右は家屋に二百圓丈の價格を増したる場合の仕譯

然れ共茲に注意すべきは他人の家屋則ち借家に對して修繕をなしたる場合なりとす、此場合は如何に其家屋に價格を増大したればとて、他人の財産の増加とこそなれ自己の財産には何等の影響を及ぼすものに非ずして、唯修繕

費として支出したる金額丈け減少したることとなるものなれば斯くの如き場合には全然損失として、修繕費勘定に組入るべきも、亦時によりては之を別個の財産として、造作又は設備費勘定として處理することあり。

(3) 地代及家賃

營業用の爲め借用する處の地所に對して支拂ふ處の報酬を地代と云ひ、借家料を家賃と云ふ。茲に注意すべきは地所及家屋の賃借を爲すべき場合に當り敷金と稱する保證金を支拂ふことなり、此保證金は多きは地代又は家賃の一ヶ年分二ヶ年分少くとも五六ヶ月分を前納するものにして、地代又は家賃を完納すること能はざる場合に此敷金より充當せんとするものなれば、其敷金を支拂ひたる場合は決して家賃又は地代等によりて處理すべきものに非ずして、敷金、保證金又は預ヶ金等の債權勘定によりて處理し置くべきものなりとす、若し萬一地代及家賃を支拂ふこと能はずして相手方より敷金によりて充當したる旨の通知あるときは之を直ちに債權勘定より地代又は家賃勘定に振替ふるものなり。

仕 譯 例

一、本月分地代金參拾圓を現金にて支拂ふ。

(借 方)		(貸 方)
地 代	30,000	現 金
		30,000

二、本月分家賃は敷金の内より支拂ふ事とす金五拾圓也。

(借 方)		(貸 方)
家 賃	50,000	敷 金
		50,000

(9) 通信費

營業用に使用する處の電信、電話、郵便切手、郵便葉書、等外部との通信用に要する一切の費用を總括處理する勘定科目なりとす。

(10) 印刷費

營業用の印刷物一切の費用を處理する勘定科目にして時によりては消費費或は雜費等によりて處理することあり、而して印刷費は一時に多量の買入れをなしたる時は先づ之れを資産として、貯藏品勘定によりて整理し置き其

使用の都度又は使用したる一ヶ月分を計算して印刷費勘定に振替ふるものなりとす。

(11) 消耗費

營業上必要なる物品にして常に消耗さるゝ處の筆紙墨、薪炭、食料品等の如きものにして、其性質は使用と同時に消耗し盡さるゝものを云ふものにして、其處理方法は印刷費の如く本勘定も亦貯藏品勘定によりて整理せらるること少からず、而して之れを使用したるときは印刷費と同様其の都度又は一ヶ月毎に計算の都合よき時期を見計らい消耗費勘定に振替ふべきものなりとす。

(12) 家事費

我國に於ける事業界は極めて最近の發達に拘り爲めに其の營業所は概ね住宅の一部を以て充當するの有様なれば其支出する處の諸費用も亦自然店の費用(營業費)と奥の費用(家事費)とを混同し居たるもの尠からざるなり、然るに家事費用は實際に於て其營業自體の負擔すべき性質のものに非ずして、資

本主自身の負擔すべきものなれば、其處理方法も亦資本主勘定として借方に記載し資本の一部返却又は引出しとして取扱ふべきを適法とすと説明するものあれども、我國の法律に於ては資本の一部返却引出しを認めずして却て家事費を獨立せしめて處理すべき旨規定し居れり、故に實際上の取扱は家事費は全然經費として處理し居るなり。

(13) 雜費

經費に屬する費用にして、前記各項のものに該當せざる費用を一括して處理する處の勘定科目なりとす。

第三款 利益に屬する勘定科目

事業の經營に基き生ずる處の利益金を處理する處のものにして營業上最も重要なものなり。

(1) 賣買益金

商人は商品を賣買するに當り、其商品を原價以上の價格を以て相手方に販賣すべきは商業上の通則にして、此の仕入れ原價を販賣したる價格より控除

したる差額を賣買益金と云ふ。而して賣買益金は賣買損失勘定の項に於て説明したる如く其利益金を計上すべき方法に二様あり、其一は販賣と同時に原價と賣上價格との差益金を現はす方法にして、其二は賣却の際は其儘賣價を以て整理し置き決算の際殘存商品を取調べ(此調べしものを計算し一表纏めたるものを棚卸表と云ふ)次に賣上總額を算出し、夫れに殘存商品高を加へ、之れより仕入總額を差引くものなりとす、斯くするとき其差額は仍ち期間に於ける賣買益金を現はすこととなるなり。

(2) 手数料

茲に手数料とは收入したる手数料の謂にして商人が普通に手数料を受くべき場合は他人の商品の賣買委託を受け之れによりて得たる報酬を云ふものなり。

(3) 評價差益金

評價差益金は損失の項に於て述べたる評價差損失金の反對のものにして、其現に所有する處の動産、不動産、債權、債務等即ち一切の財産を時價に換算し

之れを帳簿上の價格と差引し、帳簿の價格より時價の方大なるときは評價差益金を生ずる譯にして若し時價の方少きときは評價差損失金を生ずるものなりとす。

(4) 利子及割引料

利益金に属すべき利子及割引料は共に當方の収入となりたるものにして何等之に對して債務を負担せざるものを云ふ。

(5) 雑益

雑益は雑収入とも稱し其營業本來の目的以外のものの収益を特に一科目を設くる必要なきものを處理する科目にして、例へば不要品の賣却又は豫期せざりし収入等を云ふ。

第三節 資本主勘定

凡そ如何なる事業と雖も、營業資本の投下せられざるものあらざるべく、其資本が金錢なると債權物品なると將た信用勞務なるとを問はざるなり、然

りと雖も其の營業資本と營業本體とは自ら別個のものにして、即ち營業本體は主にして營業資本は従たる關係に置かるべきものなりとす、故に簿記學上に於ては此營業本體を基礎として、其の債務に屬するものを負債と稱し、債權に屬するもの又は動産不動産を資産と稱し居れり、されば其の營業資本を投下したるものを資本主と稱し、其の事業經營に基く損益を直接享受すべきものにして則ち營業の所有者なりとす、而して此營業本體と資本主との貸借關係を總括して資本主勘定と稱し其貸借を差引したる殘高を純資本勘定と云ふ、故に純資本とは資本主が實際營業本體より返還を受け得べき金額を指すべきものなりとす。

次に資本主勘定に屬すべき勘定科目を分類すれば左の如し。

資本主勘定	資本金
	利益金
	諸積立金
	損失金

(1) 資本金勘定

資本金とは事業經營の際に元入れしたる資産の謂にして、則ち其營業の基礎をなすものなり、されば其出資は金銭及金銭によりて見積り得べきものを云ふ。

而して之を出資したるものを資本主と謂ひ、其の營業上より生ずる一切の利益及損失を負擔するものなりとす。故に資本金とは事業經營者が出資者より事業開始又は擴張の爲め受取りたる正味財産高の謂にして、其組織が個人經營なると會社組織なるとを問はず、其事業に投せられたる元入高を明瞭ならしむる爲め用ふる勘定科目なりとす。

されども資本金勘定は其組織の會社なると個人なるとにより其處理方法の上に多少の相違せるものあり。所謂會社組織の場合にありては一旦出資したる以上は少くとも法定の要件を具備せざる以上之れを取戻す(資本の引出し)こと能ざるも、個人組織の場合にありては一旦出資したる後と雖も、出資者の都合によりては何時にても之れを取戻すことを得べきもの故、從て其處

理方法の上にも亦多少の異りたる點を生ずるは必然の事なり。

則ち會社組織の資本金勘定にありては増資又は減資等の法律上の手續を経たる上に非れば其金額に變更を加ふること能はざる爲め此資本金は何時迄でも一定不動のものとせられ居るなり。

然るに個人組織の經營にありては資本の引出し又は増加等隨意なれば資本主の意の儘に資本金の額に増減を來すことあるなり、而し此の資本金の一部取り戻しを簿記學上に於ては**資本の引出し**と稱し夫れ丈け資本金を減少せしむるを原則とすべきも、其の増減が絶えず行はるる如き場合に在りては其の混雜又は間違を避くる爲め特に引出金勘定を設けて處理することを適當とす、乍併此の場合には必らず或一定の期間を以て資本金勘定に振替ふものなり。

次に個人組織の場合に於ける利益金は之れを資本金に組入れ損失は資本額を減少せしむる手續を取るものなれば、從つて損益の生ずる度毎に資本金も亦増減するものなりとす。

仕 譯 例

一、現金五千圓を元入れます。

(借 方)

(貸 方)

現 金 5,000,000

資 本 金 5,000,000

二、商品三千圓、有價證券一萬圓、專賣特許權見積五千圓也を入す。

(借 方)

(貸 方)

商 品 3,000,000

資 本 金 18,000,000

有價證券 10,000,000

特 許 權 5,000,000

三、當座預金一萬圓 定期預金五千圓 山本商店掛貸金參千圓 田中商店

振出當店宛約束手形一萬圓 伊藤商店よりの買掛金五千圓也を入す。

(借 方)

(貸 方)

當座預金 10,000,000

資 本 金 23,000,000

定期預金 5,000,000

伊藤商店 5,000,000

山本商店 3,000,000

受取手形 10,000,000

四、資本主へ現金五千圓を渡す。

(借 方)

(貸 方)

(引)出金勘定)資本金 5,000,000

現 金 5,000,000

五、資本金百萬圓の株式會社を組織し其四分の一、貳拾五萬圓也を現金にて

拂込む。

(借 方)

(貸 方)

現 金 250,000,000

資 本 金 1,000,000,000

未拂込株金 750,000,000

六、未拂金株金七拾五萬圓中金拾萬圓を現金にて拂込みしむ。

(借 方)

(貸 方)

現 金 100,000,000

未拂込株金 100,000,000

右第一の場合は現金を元入れしたる仕譯の方法にして普通行はるる處の

實例なりとす。

第二の場合は各種の資産を出資したるものにして斯る場合は其各々出資したる資産を種類別に仕譯し、其總額を出資金と見做して資本金勘定により整理するものとす。

第三の場合は資産負債を共に出資したる例にして、此場合は先づ資産を借方に仕譯し負債に屬する分は貸方に記録し資産總額より負債總額を差引きたる殘高を以て資本金勘定とす。

第四の場合は資本金の一部を引出したる實例にして借方は資本金又は引出金勘定を以て整理するものなりとす。

第五の場合は一定の公稱資本金を決定したるにも不拘其資本金の一部分のみの資産の受入れによりて營業を開始したる場合の實例にして未拂込株金は株主に對し將來拂込ましむることを得べき債權を表示する處の勘定科目にして資産として借方の部に現はすものなりとす。

第六の場合は右の債權を取立てたると同様の形式にして即ち未拂込株金

と稱する債權を十萬圓丈け減少して現金十萬圓を得たることとなりたるものなり。

以上述べたる處により資本金の處理方法に就ては畧々了解を得たるべしと信ずると共に此資本金勘定が常に貸方に現はれ一種の負債たることも明瞭なるべしと信ず、然れ共資本金が他の負債に比し大いに異なる點あるを知らざるべからず、普通の負債勘定に於て述べたる負債は一定の時期に一定の金額を支拂ふことを要するものにして、而も其の事業上の關係より見るときは全然第三者たる立場にある債權者なるも、資本金は其事業に對し直接利害關係を有する資本主の出資に拘るものにして、其事業の經過の如何によりては必ずしも返却することを要せざるものにして、一部引出以外には絶対に資本金の返却を要せざるものなれば、之を負債中の内部負債と稱し會計整理上の假設のものにして、他の負債とは全然其内容を異にするものなれば茲に此の内部負債を特に資本主勘定として獨立して他の負債勘定より分離したるものなりとす。

(2) 利益金勘定

利益金とは何等の反對給付を要せずして財産を増加したることを表はすべき勘定科目にして毎決算期に於て其期間中に於て得たる營業上の總益金より總損益を差引たる金額を云ふものにして、則ち前期末の正味財産高が本期間内に於てより以上に増加したるものを云ふ。

故に利益金は正味財産高の増加を表はすものにして正味財産高の増加は資本金の増加を示すこととなるものなれば普通個人經營の事業にありては此金額丈は資本金勘定を増加せしむるものとす。

何となれば資本主は事業經營に基く損益を負擔するものにして其の爲め資本金を元入れしたるものなれば、其財産の増加は資本主の利益となり、減少は資本主の損失となるべきは當然のことなればなり。然れ共會社組織の事業にありては直接資本金を増減せしむることなく積立金又は後期繰越金等の名稱を以て其財産を保留するか又は其内幾分を社員又は株主に(資本主)分配し其殘額を保留する事あり。故に此積立金又は後期繰越金等は資本主の

有に歸すべき財産なれば何れも資本金勘定の變態と見るを可とするものにして則ち一種の負債なりとす。

仕譯例

一、當期營業總損金四萬五千圓にして總益金は五萬圓也にして純益金五千圓也

(借方)

總損金 45,000.000

總益金 50,000.000

純益金 5,000.000

二、當期利益金を處分すること左の如し。

一金壹千圓

諸償却積立金

一金五百圓

法定積立金

一金貳千圓

株主配當金

一金壹千五百圓

後期繰越金

(借方)

(貸方)

諸償却積立金 1,000,000

純益金 5,000,000

法定積立金	500,000
配當金	2,000,000
後期繰越金	1,500,000

第一の場合は總損金より總益金の方多くして利益金を得たる場合の實例なりとす。

第二は其利益金處分を示したるものにして諸償却積立金、法定積立金、後期繰越金合計參千圓也は手許に留め置き金貳千圓也は配當金として支出したるものなれば、右の諸償却積立金、法定積立金、後期繰越金は夫れ夫れ資本金勘定の變態として資本主に對する負債なりと見るを適當とす。

(3) 諸積立金勘定

諸積立金とは利益金の變形したるものにして、資本主勘定に屬するものなりとす、而して積立金は其積立の目的の異なるに従ひ各々名稱を異にすべきも普通積立金として用ひられ居るものを列擧すれば左の如し。

法定積立金 商法第九十四條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテ利益ヲ配當

スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立タルコトヲ要ス

- 別途積立金
- 配當準備積立金
- 災害準備積立金(貸倒準備積立金)
- 滯貸準備金
- 建物償却積立金
- 機械器具積立金
- 使用人退職恩給基金

等にして積立金は其名稱の示す如く各々其用途を定めて積立て居らるるものなれば、萬一該目的の爲め必要を生じたる場合は之より補填すべきものなりとす。故に銀行會社等の大規模の事業にありて信用を基礎とする處に於ては、此積立金の額如何によりて其事業の消長に重大なる影響を及ぼすものなりとす。

而して積立金は不時の用に備ふべきものなりとは云へ、其積立てたる金額

を現金又は有價證券として金庫中に保存し置かざるべからずと云ふには非らずして、利益金の一部を配當金の如く引出さず、其儘利益金なる科目を積立金に変更したるものにして其の積立金は其額丈けを現金又は有價證券にて所有し居らざる可らずと云ふには非らずして其額丈けを資産中の何者か價格を増し居れば可なりとす。

(4) 缺損金勘定

缺損金とは其營業期間中に於て總益金より總損金の方多額なりし場合其差額を云ふものにして所謂純損失金なりとす、而して損失勘定が資本金勘定に屬するものなることは己に利益金勘定に於て述べたる所と同一の理由により明瞭なるべしと信ず。

仕 譯 練 習

左の問題を前述の勘定科目を利用して仕譯すべし。

1、本日次の如く元入れして營業を始む。

現金五千圓 株券百株 額面五十圓拂込十二圓五十錢 時價一株參拾

圓 建物二千圓 電話一千五百圓。

2、次の通り現金にて買入る。

机椅子 五十圓

自轉車 百圓

帳簿 貳拾圓

時計火鉢 三十圓

印刷物 五十圓

3、山田商店より商品二千圓也を現金にて仕入る。

4、田中商店へ商品千五百圓也を賣渡し内金千圓也は現金にて、殘金五百圓也は第五銀行小切手にて受取る。

5、大坂田山商店へ商品參千圓の注文を發す[電報料三十錢現金にて支拂ふ]

6、明治銀行と當座勘定を開き金二千圓を現金にて預け入る。

7、山中商店より商品五千圓を仕入れ代金として來る二十日支拂の約束手形金參千圓也を渡し殘額は一兩日中に支拂ひの約束。

第八章 帳簿

帳簿とは取引の終始顛末を記録し何時にても營業の經過及び所有財産の現狀並に損益の仍て生じたる原因を一目の基に瞭然たらしむる爲め設くる處の簿冊を云ふ、されば簿記學上帳簿と稱するものは普通に所謂帳簿とは其趣を異にし取引の状態を記録したるものゝみを云ふものなりとす。

而して簿記學上に於て帳簿と稱するものに就ては法律上相當の制裁を規定しありて必ず秩序整然且つ明瞭に記録し置かざれば、時に法律に觸るゝ事なきに非らざるなり、殊に商法第五章に於ては特に商業帳簿に關する規定を設けられあると共に、破産法第五十一條第四項に於ては商業帳簿を秩序なく記載し藏匿し毀滅し又は全く記載せざるときは過怠破産の刑に處すとありて、我國の法律は事業經營者に對し特に商業帳簿の整備すべき旨を強要し居ると共に、他の信書類と同様必ず十ヶ年間の保存義務を規定し居れり。

故に其秩序整然たる記録に對しては、裁判上裁判外に於て最も有力なる證據資料として認めらるゝ利益を得べきのみならず、事業内部に於ては會計上の缺陷に基く各種の罪惡を未然に防止し、又は其の發見を容易ならしむるものなれば充分注意して記帳する事を要す。

而して帳簿は之を其性質の上より區別して主要簿及補助元帳の二に分類することを得。

第一節 主要簿

主要簿とは事業全般の取引を網羅し計算の統一を計ると共に資産負債及び損益の關係を明瞭ならしむる爲めの帳簿にして、如何なる會計組織によると雖も之を省略することを得ざるものなりとす、故に主要簿は會計全般の鍵鎖を握るものにして、汎らゆる記録の主腦を占むるものなるより、此の名稱を附したるものなりとす。

而して主要簿は日記帳、仕譯帳、總勘定元帳の三者より成立す。

一、日記帳

日記帳とは日々の取引を発生したる都度、其順序に従ひ其要領と金額とを明細に記録する處の營業日誌の謂にして、各種帳簿記入の基礎をなす原始帳簿なれば、其記入に當りては誤記誤算脱漏等のことなき様期せざるべからず、されば如何なる事變の起る事ありと雖も本帳簿を保存し居れば他の帳簿は何時にても之れによりて作成する事を得るものなれば、最も重要な帳簿の一にして、萬一訴訟等の事ある場合は最も有力なる證據資料となるのみならず、其事業の歴史を知るには唯一の記録となるものなり。

日記帳

大正 年 月 日 第一様式

仕譯記號	傳票番號	摘要	金額

日記帳

第二様式

年月日	傳票番號	摘要	仕譯記號	金額

二、仕譯帳

日記帳に記録せられたる取引を總勘定元帳に轉記する爲め、各々夫れに適當する勘定科目を附し貸借に分類仕譯する帳簿にして、之より總勘定元帳に轉記すべき中間帳簿なりとす、而して現今に於ては此仕譯帳と日記帳と合併して仕譯日記帳と稱し使用するもの多し。

仕 譯 帳

第一様式

年月日	摘要	借	方	貸	方

仕 譯 帳

第二様式

借	方	空	摘要	空	貸	方

三、 仕譯日記帳

日記帳と仕譯帳とを合併したる帳簿にして、單に仕譯帳とも日記帳とも稱することありて、從來の簿記に於ては前記日記帳及び仕譯帳とを各別に記録するもの、様常に説き來りしも現時に於る實際界の状態は其大半は仕譯日記帳を使用し居るなり。

此帳簿は各々其取引の順序に従ひ要領と仕譯とを日附順に記録し、以て總勘定元帳に轉記する處の基礎となるべきものなり、而して此帳簿には普通使用する形式に左の七種ありて、第一、二を英國式第三を伊太利式又は大陸式、第四を現金式、第五、六、七を多桁式と稱し居るなり。

而して我國に於て最も普通用ひられ居るところのものは左記の内第一様式及第四様式にして他は餘り見受けたることなし。

仕譯日記帳

第一樣式

年月日	摘要	元	借方	貸方

仕譯日記帳

第二樣式

大正 年 月 日

借方	元	摘要	元	貸方

仕譯日記帳

第三樣式

 月 日

借方	元	摘要	貸元	金額

第四樣式

現金仕譯日記帳

(借方)

大正

年

月

日

(貸方)

借	借	年		月		日		月		日		合計
借	借	借	借	借	借	借	借	借	借	借	借	借

第七樣式 八桁式仕譯日記帳

(借方)		(貸方)	
大正	年	月	日
	元	丁	
商	品	現	金
商	品	諸	口
商	品	現	金
商	品	行	金
商	品	銀	預
商	品	商	品

第五樣式 四桁式仕譯日記帳

(借方)		大正 年 月 日				(貸方)	
諸	口	現	金	元	丁	現	金
諸	口	現	金	元	丁	現	金
諸	口	現	金	元	丁	現	金

第六樣式 六桁式仕譯日記帳

(借方)		大正 年 月 日				(貸方)	
諸	口	現	金	元	丁	現	金
諸	口	現	金	元	丁	現	金
諸	口	現	金	元	丁	現	金

四、總勘定元帳

仕譯帳又は仕譯日記帳に仕譯分類せられたる各勘定科目毎に口座を設け同一勘定科目を之れに轉記し、營業に關する所有財産の増減變化を表示するところの帳簿にして元帳又は總元帳とも稱し、帳簿中最も重要な地位を占むるものにして、如何なる事業と雖も本帳簿を使用せずして、事業の財政状態を表示し能はずと云ふも敢て不可なき帳簿なりとす。

故に理論上よりすれば本帳簿のみにて事業の財政状態は整理し得らるる譯なれば他の多數帳簿を必要とせざる有様なり、然れども世運の進展と共に事業組織は益々複雑となり、更らに繁多を加へ一元帳のみを以てしては到底完全なる整理を期す事能はざる状態となり、茲に於てか止むを得ず此元帳に配するに幾多の補助元帳を以てするに至れり。

而して本帳簿の記入方法は仕譯帳又は仕譯日記帳の借方に記載されたるものを、本帳簿の同一口座の借方に記入し、摘要欄には其科目の相手方たる科目則ち取引の原因を説明すへきものを記入するものなりとす。

故に若し相手方科目が二個以上の場合には之を代ゆるに諸口を以てす則ち諸口とは相手方科目が二個以上なりとの意味を示すものなり、斯くの如くにして轉記終れば仕譯日記帳に設けある元丁欄に元帳の當該科目の記載したる頁數を記入し、更らに元帳仕丁欄に仕譯日記帳の頁數を記入するものにして後日何れの帳簿を見るも其記入の基礎及所在頁數を知るに便ならしむるものなり。

而して元帳には其形式種々なるものありて、之れを一々列擧する事能はざるも、大體次に示すが如き形式のもの補助元帳を元帳の一部として利用するもの、二種に出でざるなり、而して補助元帳に就ては章を改め之れが詳細なる説明をなさん。

總勘定元帳

第一様式

年月日	要 摘	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 貸	差 引 残 高

總勘定元帳

第二様式 (借方) (貸方)

年月日	摘 要	仕 丁	金 額	年月日	摘 要	仕 丁	金 額

右の形式は何れも常に使用され居る處のものにして最も簡易なるものなり。

第一款 記帳例題

- 十月一日 本日現金五萬圓を元入して綿布商を始む。
- 同 三日 開業諸経費參百圓を現金にて支拂ふ。
- 同 五日 現金參萬圓を明治銀行へ當座預けとす。
- 同 七日 山田商店より次の通現金にて買入る。
綿ネル 參拾圓 一捆二百圓替 六千圓也
- 同 十日 山形商會へ次の通り賣渡す。
綿ネル 參拾圓 壹捆二百二十圓替 六千六百圓
右代金として五千圓は現金にて残額千六百圓は第一銀行小切
手にて受取る。
- 同 十五日 伊藤南店より白木綿參百圓を壹捆百八十圓替にて買入れ此代
金として貳萬圓也は明治銀行小切手にて残額三萬四千圓也は
本月二十五日支拂の約束。

同二十一日 木下商店へ次の通現金にて賣渡す。

白木綿 百五十捆 壹捆百九十五圓替 此代金二萬九千貳百五十圓也。

同 廿五日 伊藤商店の掛代金本日現金にて支拂ふ。

同 廿八日 岡島商會より次の通買入る。

三州木綿 壹萬反 壹圓十錢替 壹萬壹千圓

此代金として山形商店より受取りたる第一銀行小切手千六百圓と殘額の九千四百圓は明治銀行小切手にて支拂ふ。

同 廿九日 社員山田達吉滿州方面視察の爲め現金五百圓を假渡しす。

同 卅一日 本月分諸經費左の如く支拂ふ。

社員俸給 參百圓 廣告費 參百圓
借家賃 壹百圓 諸雜費 五百圓

右記帳例題を主要簿たる日記帳、仕譯帳、(仕譯日記帳へも記帳す)元帳への記入例を示さん。

第一様式

日記帳

仕譯號	傳票號	摘要	金額
		大正十一年十月一日	
		本日現金五萬圓ヲ元入シテ綿布商ヲ始ム	50,000 000
		三日 開業諸經費參百圓ヲ現金ニテ支拂フ	300 000
		五日 現金參萬圓ヲ明治銀行へ當座預ケトス	30,000 000
		七日 山田商店ヨリ綿ネル參拾捆 @ 200.00 ニテ買入レ此代金六千圓ヲ現金ニテ支拂フ	6,000 000
		十日 山形商會へ次ノ通り賣リ渡ス 綿ネル參拾捆 @ 220.00 此代金六千六百圓也右代金ニ對シ五千圓ハ現金ニテ受取り殘額ハ第一銀行小切手ニテ受取レ	6,900 000
		十五日 伊藤商店ヨリ白木綿參百捆 @ 180.00 ニテ買入レ此代金トシテ貳萬圓也ハ明治銀行小切手ニテ支拂ヒ殘額參萬四千圓也ハ本月廿五日支拂ノ約束	54,000 000
		二十一日 木下商店へ次ノ通り現金ニテ賣渡ス 白木綿百五拾捆 @ 195.00 此代金貳萬九千貳百五拾圓也	29,250 000
		二十五日 伊藤商店ノ掛代金本日現金ニテ支拂フ	34,000 000
		次葉へ繰越	210,150 000

第一様式

仕 譯 帳

第八章 帳簿	摘 要	元 丁	
		借 方	貸 方
	大正十一年九月一日		
	現 金	50,000 000	
	資 本 金		50,000 000
	三 日		
	雜 費	300 000	
	現 金		300 000
	五 日		
	當座預金	30,000 000	
	現 金		30,000 000
	七 日		
	商 品	6,000 000	
	現 金		6,000 000
	十 日		
	現 金	6,600 000	
	商 品		6,600 000
	十五 日		
	商 品 諸 口	54,000 000	
	當座預金		20,000 000
	伊藤商店		34,000 000
	二十一 日		
	現 金	29,250 000	
	商 品		29,250 000
	二十五 日		
	伊藤商店	34,000 000	
	現 金		34,000 000
	次業へ繰越	210,150 000	210,150 000

第一様式

日 記 帳

仕譯濟 記 號	傳番 票號	摘 要	金 額		應用簿記學概論
		前業ヨリ繰越	210,150	000	
		二十 八 日			
		岡島商會ヨリ次ノ通り買入ル			
		三州木綿壹萬反 @ 1.10 壹萬壹千圓也			
		此代金トシテ壹千六百圓也ハ山形商會ヨ			
		リ受取りタル第一銀行小切手ニテ支拂ヒ			
		残額九千四百圓也ハ明治銀行小宛手ニテ	11,000	060	
		支拂フ			
		二十 九 日			
		社員山田達吉滿州方面へ視察ノ爲メ現金			
		五百圓ヲ假渡ス	500	000	
		三十 一 日			
		本月分諸經費次へ如ク支拂フ			
		社員俸給 五百圓也			
		廣告料 參百圓也			
		借家費 壹百圓也			
		諸雜費 五百圓也	1,400	000	
		合 計	223,050	000	

仕 譯 帳

摘 要	元 丁	借 方	貸 方
前 業 ヨリ 繰 越		210,150 000	210,150 000
二十八日			
商 品 諸 口		11,000 000	
			1,600 000
			9,400 000
廿九日			
假 拂 金		500 000	
			500 000
卅一日			
諸 口 現 金			4 000
俸 給 費		500 000	1,300 000
廣 告 費		300 000	
借 家 料		100 000	
雜 費		500 000	
合 計		223,050 000	223,050 000

(備 考)

本帳簿は第一様式ナルモ月日ヲ摘要欄内ニ記入シ別ニ年月日欄ヲ設ケサル様式ヲ示シタルモノナリ

仕譯帳の摘要欄には仕譯したる勘定科目及年月日を記入する事となり居り、元丁欄は各勘定科目が元帳に轉記されたる際元帳の何頁に轉記されたるやを明にする爲め元帳の當該勘定科目處在の頁數を記入するものにして、後日照合の際に於ける便に供せんとするものに外ならず。

仕譯帳中勘定科目の上欄に諸口なる文字のあるは其勘定科目が二口以上ある事を示すものにして、例へば十五日、廿八日、卅一日等の如き場合に用ふるものにして、元帳へ轉記の際其摘要欄には相手方の勘定科目則ち借方商品貸方現金の場合に商品口座に記入する時は、其摘要欄には現金と記入すべきものなるを若し其場合に現金の方が數科目もある時は摘要欄に其儘記入する事は困難となり、加之夫れ程までに其摘要欄の記入が必要あるものに非ざれば、此場合には相手方科目が二個以上のものを取纏めて記入し之れを諸口なる勘定によりて代表せしめたるものなりと云ふ事を示すものなり、故に仕譯帳には諸口を記入せずして元帳のみに記入するも可なり。

仕 譯 日 記 帳

第一様式

年月日	摘 要	元 借 方 貸 方	
		元 借 方	元 貸 方
	前業ヨリ繰越	146,900 000	146,900 000
	此代金トシテ貳萬圓也ハ明治銀行小切手ニテ支拂ヒ殘額參萬四千圓也ハ本月廿五日支拂ノ約束		
10 21	現 金	4 29,250 000	
	商 品		1 29,250 000
	木下商店へ次ノ通り賣渡ス 白木綿百五拾圓 @ 195,00 此金額貳萬九千貳百五拾圓也 右代金ハ現金ニテ受取ル		
" 25	伊藤商店	6 34,000 000	
	現 金		2 34,000 000
	伊藤商店ノ掛代金本日現金ニテ支拂フ		
" 28	商 品	4 11,000 000	
	諸 口		4 1,600 000
	現 金		2 9,400 000
	當座預金		3 9,400 000
	岡島商會ヨリ次ノ通り買入ル 三州木綿壹萬反 @ 1,10 此金額壹萬壹千圓也 右代金トシテ壹千六百圓也ハ山形商會ヨリ受取リタル第一銀行小切手ニテ支拂ヒ殘額九千四百圓也ハ明治銀行小切手ニテ支拂フ		
" 29	假 拂 金	1 500 000	
	現 金		2 500 000
	社員山田達吉滿州方面へ視察ノ爲メ現金五百圓ヲ假渡ス		
	次業へ繰越	221,650 000	21,650 000

仕 譯 日 記 帳

第一様式

年月日	摘 要	元 借 方 貸 方		應 用 簿 記 學 概 論
		元 借 方	元 貸 方	
10 1	現 金	2 50,000 000		
	資 本 金		1 50,000 000	
	本日現金五萬圓ヲ元入シテ綿布商ヲ始ム			
" 3	雜 費	5 300 000		
	現 金		2 3000 000	
	開業者經費參百圓ヲ現金ニテ支拂フ			
" 5	當座預金	3 30,000 000		
	現 金		2 30,000 000	
	現金參萬圓ヲ明治銀行へ當座預ケトス			
" 7	商 品	4 6,000 000		
	現 金		2 6,000 000	
	山田商店ヨリ綿ネル參拾圓 @ 200.00 ニテ買入此代金六千圓ヲ現金ニテ支拂フ			
" 10	現 金	2 6,600 000		
	商 品		4 6,600 000	
	山形商會へ次ノ通り賣渡ス 綿ネル參拾圓 @220,00 此代金六千六百圓也 右代金トシテ五千圓ハ現金ニテ殘額壹千六百圓ハ第一銀行小切手ニテ受取ル			
" 15	商 品	4 54,000 000		
	諸 口		4 20,000 000	
	當座預金		3 34,000 000	
	伊藤商店		6 34,000 000	
	伊藤商店ヨリ次ノ通り買入ル 白木綿參百圓 @180,00 此代金五萬四千圓也			
	次業へ繰越	146,900 000	146,900 000	

仕 譯 日 記 帳

第二様式

大正拾壹年拾月壹日

第八章 帳 簿	借 方		元 丁	摘 要	元 丁	貸 方	
	50,000	000	2	現 金 資本金 本日現金五萬圓ヲ元入シテ綿 布商ヲ始ム	1	50,000	000
	300	000	5	三 日 雜 費 現 金 開業諸經費參百圓ヲ現金ニテ 支拂フ	2	300	000
	30,000	000	3	五 日 當座預金 現 金 現金參萬圓ヲ明治銀行へ當座 預ケトス	2	30,000	000
	6,000	000	4	七 日 商 品 現 金 山田商店ヨリ綿ネル參拾圓ヲ @ 200,00 ニテ買入此代金六 千圓也ヲ現金ニテ支拂フ	2	6,000	000
	6,000	000	2	拾 日 現 金 商 品 山形商會へ次ノ通り賣渡ス綿 ネル參拾圓 @ 220,00 此代金 六千六百圓 右代金トシテ五千圓也ハ現金 ニテ殘金壹千六百圓也ハ第一 銀行小切手ニテ受取ル	4	6,600	000
	51,000	000	4	拾 五 日 商 品 諸 口 當座預金 伊藤商店 伊藤商店ヨリ次ノ通り買入ル	3 6	20,000 34,000	000 000
	146,900	000		次業へ繰越		146,900	000

仕 譯 日 記 帳

第一様式

年月日	摘 要	元 丁	借 方		貸 方	
	前業ヨリ繰越		221,650	000	221,650	000
10 31	諸 口 現 金	2			1,400	000
	俸 給	8	500	000		
	廣告料	9	300	000		
	借家料	10	100	000		
	雜 費	5	500	000		
	本月分諸經費次ノ通り現 金ニテ支拂フ					
	社員給料		500,00			
	廣告料		300,00			
	借家賃		100,00			
	雜 費		500,00			
	合 計		223,050	000	223,050	000

仕 譯 日 記 帳

第二様式

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方	
221,150	000	前業ヨリ繰越		221,150	000
		—— 貳拾九日 ——			
500	000	7 假拂金 現金	2	500	000
		社員山田達吉滿州方面へ視察 ノ爲メ現金五百圓ヲ假渡ス			
		—— 參拾壹日 ——			
		諸 口 現金	2	1,400	000
500	000	8 俸 給			
300	000	9 廣 告 費			
100	000	10 借 家 料			
500	000	5 雜 費			
		本月分諸經費次ノ通り支拂フ			
		社員給料 500,00			
		廣告料 300,00			
		借家費 100,00			
		諸經費 500,00			
223,050	000			223,050	000

1111

仕 譯 日 記 帳

第二様式

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方	
146,900	000	前業ヨリ繰越		146,900	000
		白木綿參百捆@180,000 此代 金五萬四千圓也			
		右代金トシテ貳萬圓也ハ明治 銀行小切手ニテ支拂ヒ殘額參 萬四千圓也ハ本月廿五日支拂 ノ約束			
		—— 貳拾壹日 ——			
29,250	000	2 現 金 商 品	4	29,250	000
		木下商店へ次ノ通り賣渡ス 白木綿百五拾捆@195,000 此 代金貳萬九千貳百五拾圓也ハ 現金ニテ受取ル			
		—— 貳拾五日 ——			
34,000	000	6 伊藤商店 現金	2	34,000	000
		伊藤商店ノ掛代金本日現金ニ テ支拂フ			
		—— 貳拾八日 ——			
11,000	000	4 商 品 諸 口			
		現金 2 1,600 000			
		當座領金 3 9,400 000			
		岡島商店ヨリ次ノ通り買入ル 三州木綿壹萬反@1,10 此代 金壹萬壹千圓也			
		右代金トシテ壹千六百圓也ハ 山形商會ヨリ受取りタル第一 銀行小切手ニテ支拂ヒ殘額九 千四百圓也ハ明治銀行小切手 ニテ支拂フ			
221,150	000	次業へ繰越		221,150	000

1110

當座預金

3							
年月日	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	差引	殘高
10 7	現金	1	30,000 000		借	30,000 000	
" 15	商	1		20,000 000	"	10,000 000	
" 28	"	2		9,400 000	"	600 000	

商 品

4							
年月日	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	差引	殘高
10 7	現金	1	6,000 000		借	6,000 000	
" 10	"	1		6,600 000	貸	600 000	
" 15	諸口	1	54,000 000		借	53,400 000	
" 21	現金	2		29,250 000	"	24,150 000	
" 28	諸口	2	11,000 000		"	35,150 000	

勘定元帳
資 本 金

1							
年月日	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	差引	殘高
10 1	現金	1		50,000 000	貸	50,000 000	

現 金

2							
年月日	摘要	仕 丁	借方	貸方	借 又 貸	差引	殘高
10 1	資本金	1	50,000 000		借	50,000 000	
" 3	雜費	"		300 000	"	49,700 000	
" 5	當座預金	"		30,000 000	"	19,700 000	
" 7	商 品	"		6,000 000	"	13,700 000	
" 10	"	"	6,600 000		"	24,300 000	
" 21	"	2	29,250 000		"	49,550 000	
" 25	"	"		34,000 000	"	15,550 000	
" 28	"	"		1,600 000	"	13,950 000	
" 29	假拂金	"		500 000	"	13,450 000	
" 31	諸口	3		1,400 000	"	12,050 000	

假 拂 金

7							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 29	現	金 1	500 000			500 000	

俸 給

8							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 31	現	金 3	500 000			500 000	

廣 告 費

9							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 31	現	金 3	300 000			300 000	

雜 費

5							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 5	現	金 1	300 000			300 000	
" 31	"	3	5.0 000		"	800 000	

伊 藤 商 店

6							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 15	商	品 1		34,000 000	貸	34,000 000	
" 25	現	金 2	34,000 000			0	

借 家 料

10							
年月日	摘	仕 要 丁	借 方	貸 方	借 又 ハ 貸 借	差引	残高
10 31	現	金 3	100 000			100 000	

右の如くにして記入されたる各口座の借方は其事業が受入れたるものを現はし、貸方は其拂ひ出したるものを示すこととなる故、摘要欄に相手方勘定科目を記入することは、其取引の相手方を示すものに非らずして、單に取引の要領を之によりて説明せんとするものに外ならず、例へば山田商店より綿ネル三十冊を現金六千圓にて買入るとあれば、此仕譯は借方商品、貸方現金となるなり、故に元帳商品勘定口座の摘要には現金と記され、其借方金額欄に金六千圓と記入され、商品を買入れたる事を示すものなるが、其買入れたるは何によりて仕拂ひたるか、若し掛買なれば摘要欄に掛買金又は相手方山田商店名を記入すべく、現金買なれば現金と記入するものにして、本問題の場合は則ち現金仕入なる事を知るものなり。

次に現金口座にありては金額が貸方に記入され、あるは現金を支出したることを示し、其摘要欄に商品とあるは商品の仕入代金を支拂たる事を示すものなり。

而して之れを更らに各勘定科目毎に就て説明せんか。

資本金 は現金五萬圓を以て元入したるのみにて他に移動なく事業負債として貸方に置かるべきものなり。

現金 借方は収入を示し、貸方は現金の支拂なり、故に借方金額より貸方金額を差引く時は、現金の手許在高を示すものにして、最初十月一日には五萬圓を入金し、三日には三百圓を支拂ひ、其後屢々出入ありて、十月卅一日には壹萬貳千五拾圓の残高を示し居るなり、而して、元帳面に借又は貸の一欄を設けあるは、其貸方借方を差引し、残高欄に記入するに際し、其残高が貸方の方大なる時は、貸借方の方大なる時は、借と記入するものなり、されば其残高が貸借何れの部に屬するや不明の時は、此貸又は借欄を見れば直ちに判明すべきものなりとす。

當座預金 は借方が預け入れを示し、貸方は小切手を振出し之れを引出したるものにして、則ち十月七日に參萬圓を預け入れ、十月十五日、廿八日の二回、に貳萬九千四百圓を引出し、現在預け金六百圓なる事を示し居るものなり。

商品 は借方が仕入れにして、其仕入れは現金仕入なると將た掛仕入な

るとを問はず、其仕入高を之れに記入するものにして貸方は賣上を示し其賣上も亦現金賣掛賣とも全部之れに記入するものなり、故に本勘定の残高は仕入總額より、賣上總額を差引きたるものなり。

伊藤商店 は掛買金勘定を人名勘定によりて示したるものにして、貸方は掛にて買入れたる高にして債務を現はし、借方は其返済を現したるものなれば其差引残高は零にて貸借なき事となる。

雜費 は營業費に屬する費用にして損失なり、而して其借方にあるは夫れだけの金額を其爲め支出したる事を示すものなり。

借家料 は借家の爲めに家主に向つて支拂ひたる家賃にして損失に屬すべき費用なり。

假拂金 は出張の爲め旅費の前渡をなしたるものにして借方にのみあて貸方に何等記載なきは未精算を示すものなり。

俸給 使用人に對する報酬にして借方にあるは夫れだけの金額を俸給として支拂ひたる事を示すべきものなり。

廣告費 は廣告の爲め參百圓を支拂ひたる事を示し營業に屬すべき損失なり。

第二款 記帳上に於ける注意事項

帳簿の記帳は獨り事業財産の増減變化を知る爲めに止まらず、更らに進んで其記録が事業經營上有力なる資料となるのみならず、法律の強要する處の正確明瞭なる諸點に合致せざるべからず、されば此等の諸目的を達成するには常に左の諸點に周到なる注意を拂ひ記帳計算事務に従事せざるべからず。

一、記帳の順序 取引の發生したる時は直ちに傳票を作成し之れによりて上長の承認を経ると共に其取引の證憑書類の散逸を防がざるべからず、而して傳票によりて取纏められたる日々の取引は其順序に従ひ之れを各帳簿の毎頁に秩序整然と順序を追ひて記入するものとす、而して其記入の順序は先づ仕譯日記帳(日記帳)に記入し夫れより總勘定元帳に轉記するものにして、各種の補助帳簿は主要簿の記入を終りたる後になすを通則とすべきも、時によりては便宜上先づ傳票發行係の保管する處の補助簿に記入した

る後、主要簿係に廻附さるゝ事あれば此場合は補助簿に記入したる後主要簿に轉記さるべきものなりとす。

二、帳簿の罫線 元來帳簿は各商店會社等に於て各々其營業に應じて適當に之れを作成するものなれば其帳簿の罫線類も亦記帳係が之れを各々其隨意の様式により作成したるものなるも、現今に於ては斯くの如き手數を費さず、多くの場合は已に印刷しあるものを購むるか、又は印刷せしむる故記帳係自ら罫線を引く事は極めて稀なるも時によりては其必要あるなり、特に各種計表類の罫線及各帳簿類の締切又は特殊の帳簿の作成等の場合には其必要あるなり。

而して帳簿及計表類の罫線を引くには必ず赤インキを用ひ、金額欄の兩欄又は重要な線は複線とし其他のものは單線となすを通則とすべきも、時によりては便宜上三線を用ふる事又は單線のみを用ふる事あるも、何れも罫線は出來得る限り細線を用ひ途中太く細く或は曲り他線と非常に離れ又は一線と見誤るが如き不體裁のものにならざる様注意する事を要す。

三字

體 會計帳簿の記入には必ず、確明瞭なる事を要するものなれば、出來得る限り叮嚀に行書又は楷書を以て記入し、決して草書又はなぐり書き等なさいる様注意する事を要するものにして、其金額又は數量を示す爲めの一、二、三等の數は必ず壹、貳、參を用ふるものにして數、字も亦特 注意し 7、と9、8、と39、と4、3と95と6等の字は紛れ易きものなれば注意するを要す。

四、記入方法 會計帳簿への記入に就て特に注意すべきは、其記入すべき行線一面に記入する事なく、其行線の三分の一乃至三分の二の範圍内の大きさに記入し決して夫れ以上のものとなさゝる様注意せざるべからず、若し萬一誤記、違算、脱漏等の爲め訂正又は加記せんとする場合に行線一面に大書しある時は訂正の餘地なく爲めに帳簿を益々混亂せしむる憂なしとも云ふ可らず。

故に此場合に三分の一乃至三分の二の空欄を有する時は之れを意の儘に訂正加記する事を得べきものにして、且其結果帳簿上に些したる不體裁

とならざるものなり、而して訂正さるべき事項又は數字は必ず全部朱線二線を引きて之れを抹消し、訂正者之れに捺印し置く事を要す、此場合訂正すべき一字のみを消し他は其儘となし置くが如き事なく必ず全部を書直すものとす、殊に誤記したるものを小刀又はゴム或は其他のものにて無理に磨滅するが如き事なき様なき可らず。

特に各帳簿への記入すべき金額又は數量の數字には必ず三位毎にコンマを附し其單位を一見明瞭ならしむる様なすべし。

五、略字 帳簿記入の際は其記帳を成る可く簡潔ならしむ爲め時によりては略字略號を用ふる事あり今之れが二三の實例を示さん。

借	方(Dedtor)	略字	Dr
貸	方(Creditor)	略字	Cr
替	(At)	略字	Ⓐ
圓	(Yen)	略字	Ⓨ

番	號	No.	ハ
勘	定(Account)	a/c	ハ
約束手形		約	手
爲替手形		爲	手
仕拂手形		仕	手
受取手形		受	手
割引手形		割	手
當座預金		當	預
東京株式取引所株式		東	株
東京株式取引所新株		東	新株
鐘ヶ淵紡績株式會社株式		鐘	紡株
鐘ヶ淵紡績株式會社新株式		新	鐘紡株

六、其他の事項 帳簿の記入終りて尙ほ其紙面に多少の餘白を有する時は必ず朱線を以て斜線を引き餘白に記入の餘地なき様なし置べきものとす、又

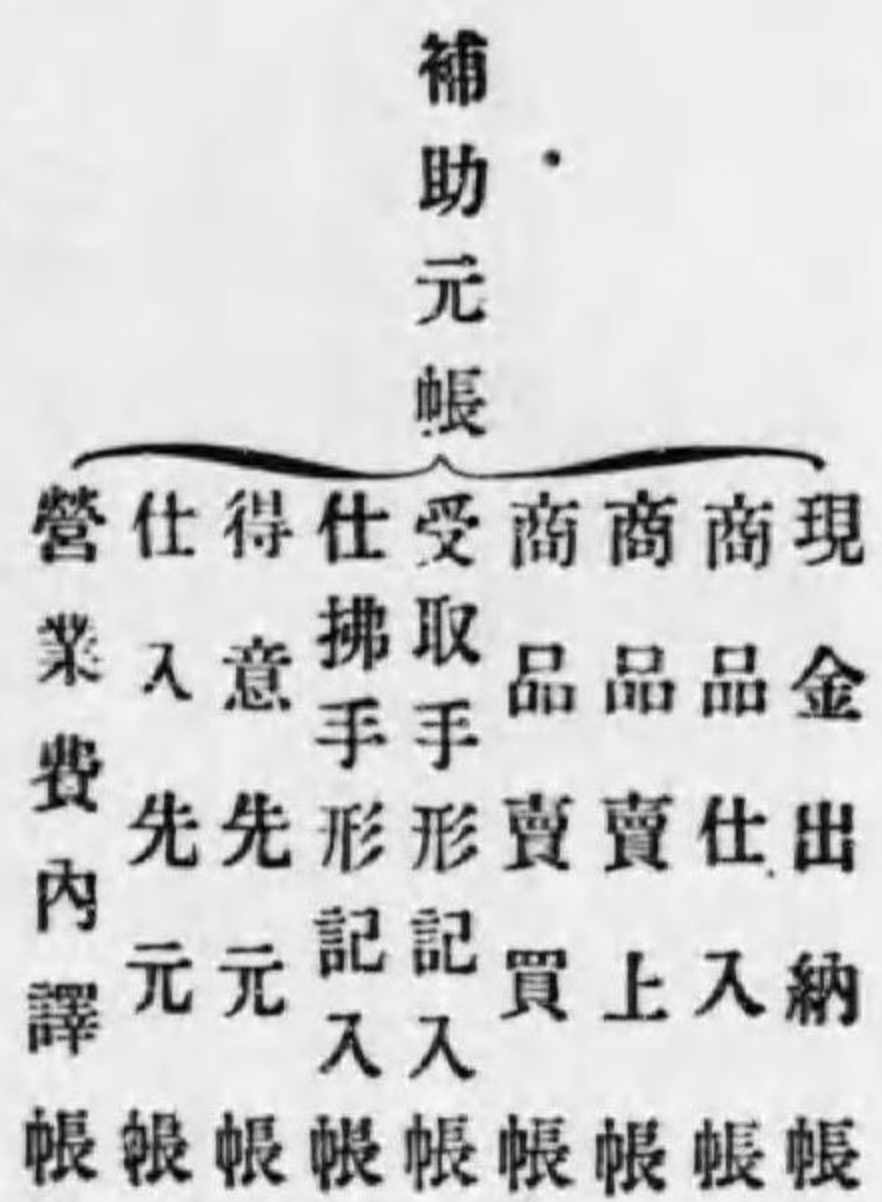
時によりては全頁を抹消せざるべからざる間違等の起りたる場合のあるありと雖も決して其頁を抜き取り又は其記入の根跡を留ざるが如き事をなさず、朱線にて横線を引き抹消したる理由を奇麗に記入し置く事を要す。

第二節 補助元帳

補助元帳とは主要簿のみの記録を以てしては到底其取引の内容を充分に知る事能はざるものを、更らに帳簿を設けて其詳細を記録する處の帳簿を云ふものにして、則ち主要簿の缺陷を補ふと共に會計記録の價值を一層増大せしむる帳簿を云ふ。

而して總勘定元帳は其營業に關する取引全部を總括計理するものなれば之れのみを以てよく其内容及性質を現はす事能はざると共に日記帳、仕譯帳、仕譯日記帳等は何れも皆な其取引を其順序に羅列仕譯記帳したるに止まり、一見其取引の詳細を知る事能はざるものなれば、之れ等の取引の内容性質等を明細に知らんと欲せば勢ひ補助元帳の必要を生ずるなり。

されば補助元帳は其事業の種類、取引の繁閑、規模の大小等により其規を一にする事を得ざるも、其帳簿の種類餘りに多數に互らんか徒らに記帳計算の爲め手数を要するのみにて其効果少なきものなれば、斯る場合には四圍事情を充分考察研究し適當に分類編成する事を要するは勿論なりとす。然れども時によりては其事業の種類により元帳の勘定科目毎に補助元帳を設くるものなきに非らずと雖も、茲には普通補助元帳として用ひられ居る處のものを示し更らに章の進むに従ひ特種の補助元帳に就ても説明する處あらん。



而して之等の帳簿は何れも時によりては總勘定元帳の一部分をなし主要簿として利用せらるゝ事あるも、茲には唯だ補助元帳として説明し後章に改めて之れが元帳としての働きに關する説明をなさん。

一、現金出納帳 現金の收入支拂を日々の取引の順序に従ひ其明細を記入し常に現金の收支の状態及び手許在高を知るに便ならしむる爲め設くる處の帳簿にして、則ち總勘定元帳の現金口座の明細帳なりとす、故に本帳簿は必ず現金の手許在高及其收入、支拂高は總勘定元帳中に記入されある現金勘定と一致し居るものにして、若し此兩者が相違し居る場合は其何れかの記入に誤りある事を知り得べし。

故に本帳簿は補助元帳中の最も重要なるもの、一にして如何なる事業にも使用し居る帳簿にして且つ其記録係は總勘定元帳係と同一人たる事を得ざるものなり。

而して本帳簿は時によりては之れを現金のみに止めずして銀行預金の預ケ入れ引出し等の整理をもなす事あり。

現金出納帳

年月日	摘要	收入高	支拂高	差引残高
10 1	資本金元入高	50,000 000		50,000 000
、 3	開業者經費		300 000	49,700 000
、 5	明治銀行へ當座預ケ		30,000 000	19,700 000
、 7	山田商店へ商品代金支拂ヒ		6,000 000	13,700 000
、 10	山形商會ヨリ商品代金入り	6,600 000		20,300 000
、 21	木下商店ヨリ商品代金入り	29,250 000		49,550 000
、 25	伊藤商店ノ掛代金支拂フ		34,000 000	15,550 000
、 28	岡島商店ヨリ買入ノタ ル商品代金内金支拂ヒ		1,600 000	13,950 000
、 29	山田達吉假拂ヒ		500 000	13,350 000
、 31	本月分諸經費拂ヒ 本日手許有高		1,400 000 12,050 000	12,050 000
		85,850 000	85,850 000	

右の如く本帳簿の記入方法は其取引の日附の順序に従ひ摘要欄には取引の終始顛末を記入し、其受入を收入欄に支拂を支拂高欄に記入し、之れを差引したる残額を差引残高欄に記入するものとす、故に其差引残高は必ず收入の方支拂高より多きものなりとす、若し反對の現象を呈するが如き事ある時は其記入に誤りある事を知り得べきなり。

而して右に示したる現金出納帳の形式は現今最も普通に用ひられ居る處のものなるも仕譯帳の項に於て示したる第四、五、六、七様式の帳簿も亦之れを現金出納帳に利用さるる事あるも右は何れも補助元帳としての現金出納簿に非らずして主要簿としての現金出納帳なりとす。

二、商品仕入帳 商品の仕入高を其仕入の順序に従ひ相手方の氏名、商號、商品名、荷印、數量、單價、金額其他取引の要領並に運賃手数料等の關係を詳細に記入する處の帳簿にして總勘定元帳の商品口座の借方に一致すべきものなりとす、故に其内容は亦同口座の借方明細を物語るものにして商取引を營業とする業者にありては最も必要なる帳簿なり。

而して本帳簿は時によりては總勘定元帳の一部分として利用され總勘定元帳には商品仕入勘定を設けざる事あり、此場合に於ける仕入帳は補助帳に非らずして日記帳及元帳の一部を構成し主要簿となるものなり。

商品仕入帳は其様式種々ありて規一する處なければども大體左に示すが如き二様式のものにして、他は何れも其事業の性質に従ひ適當に作成せらるゝもの多し。

今次に前掲例題に基き其記入例を示せば左の如し。

商品仕入帳

第二様式

年月日	摘要	仕入高		計合		
		単價	數量	金額	數量	金額
10 7	山田商店ヨリ買入ル 綿ネル	200 000	30	6,000 000	30	6,000 000
" 15	伊藤商店ヨリ買入ル 内金貳萬圓ハ小切手 ニテ殘額ハ掛トス 白木綿	180 000	300	54,000 000	300	60,000 000
" 28	岡島商店ヨリ買入ル 内金九千六百圓ハ明 治銀行小切手ニテ支 拂殘額ハ山形商會ヨ リ受取ノ小切手ニテ 支拂フ 三州木綿	1 100	10,000	11,000 000		71,000 000
	合計					71,000 000

商品仕入帳

第一様式

年月日	摘要	金額	應用簿記學概論
10 7	山田商店ヨリ次ノ通り現金ニテ買入ル 綿ネル 參拾捆 @ 200,00	6,000 000	
" 15	伊藤商店ヨリ次ノ通り買入ル 白木綿 參百捆 @ 180,00 内貳萬圓也ハ明治銀行小切手ニテ支拂ヒ 殘額ヲ掛トス	54,000 000	
" 28	岡島商店ヨリ次ノ通り買入ル 三州木綿 壹萬反 @ 1,10 内九千六 百圓也明治銀行小切手ニテ殘額千六百圓 ハ山形商會ヨリ受取ヲタル第一銀行小切 手ニテ支拂フ	11,000 000	
	合計	71,000 000	

右に示したる如く第一様式にありては日附欄に取引の年月日摘要欄には商品名相手方の商號又は氏名、荷印、單價、數量、其他必要なる事項を記入し金額欄には其合計金額を記入するものとす。

次に第二様式にありては摘要欄には商品名、相手方の商號又は氏名、荷印取引の次第等を記入し、仕入高單價の項には替を數量の項には其數量を金額欄には其金額を記入するものとす、而して合計欄の項には其總仕入の數量及び金額を知るに便ならしむるものなり。

故に右に掲げたる記入例の内若し商品に不適當のもの又は不合格品ありて之れを返戻したる時は本帳簿に之れを記入するには其分を朱書し其れだけの金額を差引き残高を示すものなり、故に此残高が實際の仕入高を現はす事となる。

三、商品賣上帳 商品を賣却したる場合に其取引の順序に従ひ其詳細を記入する處の帳簿にして、其賣上げは現金賣なると掛賣なるとを問はざるなり、而して其記入事項は賣却先、商品名、數量、單價、荷印代金の取立方法等を記入する

ものにして、則ち總勘定元帳商品勘定の貸方金額と一致すべきものなり、故に若し此兩者の金額にして相違するものある時は何れか其一方に誤記又は誤算あるものなり。

而して本帳簿も亦仕入帳と同様時によりては之れを主要簿の一部となし元帳に本勘定科目を設けざる事あり、此場合に於ける本帳簿の残高は總勘定元帳の貸方に相當すべきものなり、故に其内容は元帳商品勘定貸方の明細なりとす。

今之れを前掲例題に基き其記入例を示せば左の如し。

第二様式の記入例は商品賣上帳と同様に就き之れを省略す。

商品賣上帳

第一様式

年月日	摘要	金額
10 10	山形商會へ次通り賣渡ス 綿ネル 參拾捆 @¥220,000	6,600 000
" 21	木下商店へ次ノ通り賣渡ス 白木綿 百五拾捆 @¥195,000	29,250 000
	合 計	35,850 000

應用簿記學概論

二四四

四、商品賣買帳 商品賣上帳と仕入帳とを合併したる帳簿にして各種商品別に口座を設け、其仕入、賣上、現在高を知ると共に一種類毎に賣買損益を知る事を得べき帳簿なるも、其取扱商品が餘り多數に亘る場合には其記録の正否を知る事困難なる爲め、斯る場合は特に同一性質のものは之れを一括して特殊の科目を設けて處理し、其内容則ち各種類別のものは更らに別項に記入する方法を採るものにして之れを元帳商品勘定と照合する場合は特殊の科目則ち總括を合計して元帳商品勘定の殘高と一致するや否やを照合するものなり、故に其内容の検査方法は各種類別のものを合計して總括科目と照合するものなりとす。

例へば之れを呉服商の例に就て云はんか、其賣買する處の呉服類は總勘定元帳にありては何れも商品勘定によりて處理するものなるも、其取扱品目に到りては數千百を數ふべく、爲めに之れが出入を商品賣買帳によりて處理する場合に於て其記入されあるものが、果して元帳の同科目と一致するや否やを検するには、必ず之等數千百の種類のものを集計して照合せざる可らざ

るも斯くては非常の時間と多数の手續を要し其間少なからざる誤算誤記等を生じ容易に其正否を知る事を能はざる爲め遂には之れを看過し、延いては其記録を何等價值なきものたらしむるに到るなきを保せざるなり。

故に斯の如き場合には必ず同一種類のものには之れを總括計理方法を採用のものにして、則ち木綿物の部、絹織物の部、毛織物の部、特殊織物の部と云ふが如き大別をなし、木綿物の部には木綿織物の一切の出入を記入すると共に其内譯は別に之れを作成し、其れを此木綿物の部なる總括勘定とを對照して其記録に誤りなきや否やを常に檢するものにして、此一部分に誤りなければ更に絹織物の部に及ぼし、次に毛織物及特殊織物に到るものにして之れを元帳に照合する時は右四種のもの合計すれば、直ちに其正否の検査をなす事を得べきものにして、多数の商品出入を處理するには最も必要なるもの方法なりとす。

而して斯くの如き處理方法は獨り商品の出入のみに上まらず、製造工業家の原料の出入、又は製品、半製品の整理或銀行業者の貸付金、預り金等の整理其

他得意先、取引先等之れに類する多数の口數を取扱ふ業務にありては右の如き方法により整理するを可とす、而して右に述べたる如き木綿物の部、絹織物の部と云ふが如きものを總括科目と稱す、

而して斯くの如き取引口數の多数に互るものは之れを綴製したる帳簿に依りて整理する事は、容易の業に非らざると共に總括の作成も亦不便少なからざれば、斯くの如き如合にはルーズリーフ式又はカード式整理法を採るを最も可とす。

今之れを前掲例題に基き其記入方法を示せば左の如し。

商 品 賣 買 帳

年月日	摘 要	仕 入		賣 上		差 引	残 高	
		單 價	數 量	單 價	數 量		單 價	數 量
10 7	山田商店ヨリ	200 000	30 梱			200 000	30	6,000 000
10 10	山形商會へ			220 000	30	6,600 000	0	4,000 000
10 15	伊藤商店ヨリ	180 000	300 梱	195 000	150	29,250 000	300	54,000 000
10 21	木下商店へ					180 000	300	54,000 000
10 28	岡島商店ヨリ	1 100 10,000	10,000 梱反			1 000 10,000	10,000	11,000 000
11 7	山田商店ヨリ 綿ネル	200 000	300	220 000	30	6,600 000		6,000 000
11 10	山形商會へ							
11 15	伊藤商店ヨリ 白木綿	180 000	300	195 000	150	29,250 000		
11 21	木下商店へ							
11 28	岡島商店ヨリ 三洲木綿	1 100 10,000	10,000					85,150 000
		總 括 勘 定						

右に記入したるもの、内綿ネルは三十梱を六千圓にて仕入れ之れを六千六百圓にて賣却したるものなれば、差引金六百圓也は此賣買によりて利益を得たる事となるなり、而して之れを本帳簿によりて現はすには其利益金を朱書して他の殘高と一見判明する様なすものとす。

次に白木綿は一梱百八十圓替にて三百梱を五萬四千圓にて仕入れ、之れを一梱り百九十五圓替にて其半數の百五十梱を貳萬九千貳百五十圓にて賣却したるものにして帳簿上の殘高は貳萬四千七百五拾圓となるなり、然るに之れが原價は貳萬七千圓にして其賣價は貳萬九千貳百五拾圓なれば其差引殘高貳千貳百五拾圓也は此賣却によりて利益金を得たる事となるも、右帳簿上に現はれたる數字による時は別段利益金として何等の形跡を示すべきものなく貳萬四千七百五拾圓也は白木綿の現在手持品を現はす價格なるかの如く見へ居るなり、而して元帳に於ける記帳方法も亦右と同様の形式を採り居るなり、故に之れが利益金を算出するには決算期を待ちて損益の關係を明かにするより外なきなり。

三州木綿は之れを仕入れたるのみにして未だ販賣したるものに非らざれば、其差引残高欄に現はれたる數字は實際の現在商品を示すものなり。之れを要するに本帳簿の差引残高を全部合計する時は總勘定元帳の商品勘定の差引残高と一致すべきものなり、則ち白木綿の貳萬四千七百五十圓也に三州木綿の壹萬壹千圓也を加へ之れより綿ネルの賣買利益金六百圓也を差引く時は金參萬五千百五拾圓也となり、總勘定元帳の商品口座と一致す。故に之れを前記説明の總括勘定により現はす時は、總勘定元帳の記入と毫も異なる處なきものとなるは右に記入したる實例により更らに明瞭なるべしと信ず。

五、受取手形記入帳 手形債權に關する一切を記録する處の帳簿にして其手形が約束手形なると爲替手形なるとを問はざるなり、然れども其手形は必ず營業の爲め受取りたるものなる事を要し他の手形、則ち貸金の爲め手形を受取りたるが如き場合は之れを本記入帳には記入せざるを通則とす、然れども之れを記入したればとて別段差支へあるには非らざるなり。

而して本手形記入帳は總勘定元帳受取手形勘定の内容を明示する處のものなれば必ず同勘定科目の合計と一致すべきものなりとす。

今之れが記入例を次に示さん。

- 大正十一年十月一日 山田商店へ商品五千圓を賣渡し此代金として同店振出本月廿五日期限の約束手形第一號を受取る
- 同 七日 田中商店への賣掛金壹萬圓に對し同店振出伊藤商店支拂の十一月廿五日期限の爲替手形第五號を受取る。
- 同 十日 山田商店より受取りたる約束手形五千圓本日明治銀行にて割引し日歩參錢の割合に金貳拾圓の割引料を支拂ひ手取金は同行へ當座預ケとす。
- 同 十二日 田中商店より受取りたる伊藤商店支拂の爲替手形本同日店に呈示をなし其引受を得たり。
- 同 十五日 駿河屋商店に商品八千圓を賣渡し京橋商會振出同店宛本月十日振出來月廿八日期限の約束手形第十號五千圓を裏書讓受け残額を掛とす。

受取手形記入帳

年月日	手形番號	摘要	手形種類	振出人	支拂人	手形日附	期限	満年月日	金額	額		摘要
										年月日	年月日	
11 10 1	1	山田商店ヨリ 山田商店ニシテ 代下シ	約束	山田商店	山田商店	10 1	25	11 10 25	5,000 000	11 10 10	10	明治銀行ニ テ引込
11 7 7	5	田中商店ヨリ 田中商店ニシテ 代下シ	爲替	田中商店	伊藤商店	7	50	11 11 25	10,000 000	11 10 12	12	引受テ求ム
11 10 15	10	山田商店ヨリ 山田商店ニシテ 代下シ	約束	山田商店	山田商店	10 15	50	11 10 28	8,000 000			

右記入例に示したる如く年月日欄には手形を受取りたる日附を、手形番號欄には其手形の番號を記入するものにして、摘要欄は手形を受取りたる理由の概要を記入するものとす、而して手形の種類は其手形が爲替手形なるか又は約束手形なるかを一見明瞭ならしむるものにして、振出人裏書人の欄には振出人のみの場合は振出人を裏書人ある時は上に振出人を下に裏書人を記入するものなり、支拂人が振出人と同一人の時は其人を記入し、若し相違し居る時は實際の支拂人を記入するものなりとす。

手形の日附は其手形を受取りたる日に非ずして手形を振出したる日を云ふ、期限とは手形を振出したる日より支拂日までの間の期間を云ふものにして通常三十日拂五十日拂六十日拂と云ふが如きものなり、満期日とは右の三十日五十日乃至六十日の期限満了したる支拂當日を云ふものなり、金額をば手形券面記載の金額を云ふものにして本帳簿中最も必要なるものなり、顛末とは其受取りたる手形を如何に處分したるか又は満期日に遅滞なく入金したるか或は未期限のものが如何程あるかを一目の基に知る爲めに設くる處

のものなり、故に手形の所持人は常に此類末欄と期限及満期日を注意し滞り等の事なき様期せざる可らず。

右は獨り受取手形のみには止まらず、支拂手形にも必要な事項なれば特に注意し置くを要す、而して右受取手形記入帳及支拂手形記入帳に支拂場所を記入する事あり。

元來手形が商取引上に絶大なる融通力を有するものは、其支拂に當り小切手と同様指定の支拂場所たる銀行に持參する時は、宛名銀行は直ちに支拂人に代りて其手形と引換に現金を支拂ふ事によりて其融通力を保證され取引の頻繁なる商取引に利用されるものなれば、従つて其支拂場所が銀行に非らずして手形振出人又は引受人の自宅等の場合には手形としての價值少く爲めに商取引には之れを自宅拂ひの手形と稱して利用する、事甚だ少なし。

六、支拂手形記入帳 手形債務に關する一切の事項を記入する帳簿にして、受取手形と同様其手形が爲替手形なると約束手形なるとに係らず、手形に關する債務を負擔し居るものを云ふ、而して本帳簿は總勘定元帳の支拂手形勘定

の明細なれば其總金額は必ず同勘定の合計と一致すべきものなりとす。
今次に之れが記入例を示さん。

大正十一年十月二日 大和商會より商品八千圓を仕入此代金として本日七日拂の約束手形第二號を渡す。

同 十月五日 大坂井上商店振出十月三日附東京山中商會受取り當店宛十一月十五日期日の爲替手形壹萬圓第五號を山中商會より呈示を受け之れが引受をなす。

同 七日 大和商會渡の約束手形本日期日に付き現金八千圓を支拂ふ。

支拂手形記入帳

年月日	手形番號	摘要	手形種類	振出人	受取人	手形日附	期限	満期日		金額	原		摘要
								年	月		年月日	年月日	
11	2	大和商店へ商品 代トシテ 井上商店振出引受 井上商店	約束手形	井上商店	大和商會	10 2	6	11 10	7	8,000 000	11 10	7	現金ニテ支拂
10	2				山中商會	10 2	44	11 11	15	10,000 000			
10	8												

七、得意先元帳 商品の賣買に基く賣掛金を相手方の人名別に口座を設け之れを處理する處の帳簿にして總勘定元帳の得意先勘定の明細帳なれば、從つて之れが内容は必ず同勘定と一致すべきものなりとす、而して本帳簿は常に各得意先に貸與し居る賣掛金の現在高並に其明細を知る事を得るものなれば、毎月得意先に對する賣掛金の請求書は之れによりて作成するものにして、且つ各得意先の購買力及日常の仕拂振り等を知る事を得べき營業上重要な帳簿の一なりとす。

而して本勘定は其性質上口數非常に多數に互るものなれば、特に注意して整理するに非ざれば往々不測の間違を生ずるものなり、故に本帳簿は之れを人名別に區別するは勿論更らに之れをABC別亦は得意先の地方別或は其販賣品別等に區別して其誤謬脱漏重複等なきを期せざる可らず。今之れが記入例を示せば左の如し。

大正十一年十月一日 中村屋商店へ次の通り掛にて賣渡す。

改良大麥 參百石 一石拾圓替 此代金參千圓也

同

三日 田中稻造へ次の如く賣渡す。

大連大豆 五萬斤 百斤七圓五拾錢替 此代金參千七百五拾圓也

代金の内七百五十圓は現金にて受取り残額は掛とす。

同

四日 神田川商店へ次の通り賣渡す。

北海小豆 三萬斤 百斤八圓五十錢替 此代金貳千五百五拾圓也

此運賃荷造料五十圓也を立替支拂ふ。

同

五日 中村屋商店へ次の通り掛にて賣渡す。

龍山大豆 二萬五千斤 百斤七圓八十錢替 此代金千九百五拾圓也

同

七日 神田川商店へ次の通り賣渡す。

讚岐麥 參百五十石 石十四圓五十錢替 此代金五千七十五圓也

同

九日 中村屋商店の掛代金本日全部第百銀行小切手にて入金す此金額四千九百五拾圓也

同

十日 神田川商店より掛代金の内七千圓は山田商店宛當店受取り十一月十五日期間の爲替手形十五號を受取り

殘額六百六十五圓の内五百圓は第三銀行小切手にて受取り同小切手は直ちに明治銀行へ當座預けとす、

得意先元帳

年月日	摘要	賣上高		金額	受取高	差引残高	應用簿記學概論
		単價	數量				
中村屋商店							
11 10	1 改良大麥 一石ニ付	10 00	石 300	3,000 00		3,000 00	
"	5 龍山大豆 百斤ニ付	7 80	斤 25,000	1,950 00		4,950 00	
"	9 第百銀行小切手ニテ 受取ル				4,950 00	0	
田中稻造							
11 10	3 大連大豆 百斤ニ付	7 50	斤 50,000			3,000 00	
	¥3,750,00,内750,00						
	現金ニテ受取ル						
神田川商店							
11 10	4 北海小豆 百斤ニ付	8 50	斤 30,000	2,550 00		2,550 00	
"	4 同上運賃荷造料立替			50 00		2,600 00	
"	7 讃岐麥一石ニ付	14 50	石 350	5,075 00		7,675 00	
"	10 爲替及小切手ニテ受 取ル				7,500 00	175 00	

二六〇

八、仕入先元帳 商品を掛にて仕入れたる場合に其仕入先の人名別に口座を設け、其掛買金を整理する處の帳簿にして、取引先元帳、買掛金元帳と稱する事もあり、相手方商店より掛代金の請求ありたる場合には之れと對照引合をなし、相違なき事を確め支拂をなす處の帳簿にして得意先元帳の反對のものなりとす、故に其記入方法並に整理方法は同帳簿を了解すれば極めて易々たるものなれば之れが説明を省略す。

而して本帳簿も亦他の補助元帳と同じく其總合計は總勘定元帳の仕入先勘の合計定と一致すべきものなれば、常に此兩者を對比照合して過誤なきを期せざる可らず。

今之れが様式及記入例を示せば左の如し。

大正十一年十月三日 服部石炭店より次の通り掛にて買入る。

同 田川塊炭 拾萬斤、一萬斤 百參十二圓替 千參百貳十圓
 五日 岡田鑛業所より次の通り買入る
 夕張塊炭 五萬斤、一萬斤 百貳十九圓替 六百四十五圓

仕入先元帳

服部石炭店

年月日	摘要	仕入高		支拂金	差引残高
		単價	數量		
11 10 3	田川塊炭壹萬斤	132 00	100,000	1,320 00	1,320 00
" 10	高萩 "	120 00	60,000	720 00	
" "	磯原 "	110 00	50,000	550 00	
" "	同上運賃			150 00	2,740 00
11	來月十五日期限約 束手形ニテ支拂			2,000 00	740 00
岡田礦業所					
11 10 5	夕張塊炭壹萬斤	129 00	50,000	6,450 00	645 00
" "	入山 "	120 00	50,000	600 00	1,245 00
" "	内金支拂ヒ			245 00	1,000 00
大山礦業會社					
11 10 7	大山粉炭壹萬斤	90 00	100,000	900 00	900 00

入山塊炭 五萬斤、同

百二十圓替 六百圓

右代金の内貳百四十五圓は明治銀行小切手にて支拂ひ殘額を掛とす。

同日 大山鑛山會社より右の如く買入る。

同日 大山粉炭 拾萬斤、一萬斤 九拾圓替 九百圓

同日 服部石炭店より次の通り買入る。

高萩塊炭 六萬斤、一萬斤 百貳十圓替 七百貳十圓

磯原塊炭 五萬斤、一萬斤 百十圓替 五百五十圓

計千貳百七十圓也

此運賃及水揚料金百五十圓也。同店にて立替支拂ひしにより借とす。

同日 十一日 服部石炭店へ掛代金の内貳千圓也を來月十五日支拂期日の約束手形第一號を渡す。

九、營業費内譯帳 元來總勘定元帳は事業の大體を知る爲め設くる處の帳簿なれば、其記入方法も亦概括的のもの多く爲めに營業費に屬する處の諸經費も亦之れを一括して營業費勘定のもとに記帳整理せらるゝ事多し、故に此場合には必ず之れが補助帳を作成して其内容を明細に處理し置く必要あり、而して此帳簿を稱して營業費内譯帳と云ふ。

されば本帳簿の記入方法は營業費を各其支出の性質に應じ適當に類別して記入するものにして、其形式は總勘定元帳と同様なり、然れども時によりては第二様式の如きものを使用し居る事あり。今之れが様式及記入例を示さん。

大正十一年十月一日 營業開始に就き全國五十八新聞に廣告をなす、此代金五百八十六圓を廣告通信社に支拂ふ。

同 二日 社用の筆紙墨類を伊東屋より買入る此代金四十八圓五拾錢を現金にて仕拂ふ。

同 三日 社員高野清大阪地方出張旅費金貳百圓を支給す。

同 四日 店舗の修繕をなす、此手間賃金八十五圓を現金にて支拂ふ。

同 五日 取引先大和屋上京に就き之れを招待す、此費用金百圓を現金にて支拂ふ。

同 七日 大連日清豆粕會社へ豆粕五拾萬斤の註文を發す、此電報金壹圓八拾錢を現金にて支拂ふ。

同 八日 伊藤商店より受取りたる約束手形五千圓を第一銀行にて割引し之れが割引料金七十三圓六拾錢也を支拂ふ。

同 九日 本年度所得税金參百八十七圓四十錢納附す。

同 十日 社員平田耕作外五名に對する本月分給料金五百圓を現金にて支給す。

同 十二日 銀座十字街に廣告塔を建設す、此請負代金千圓を現金にて支拂ふ。

營業費內譯帳

年月日	摘要	廣告費	消耗費	旅費	修繕費	交際費	通信費	割引料	諸稅	給料	合計
10 1	五十八新聞廣告料	586 00									586 00
" 2	筆紙墨代		48 50								634 50
" 3	高野清大阪行旅費			200 00							834 50
" 4	店舖修繕費				85 00						919 50
" 5	大和屋招待費					100 00					1,019 50
" 7	電報料						1 80				1,021 30
" 8	割引料第一銀行支拂							73 60			1,094 90
" 9	本年度所得稅										1,482 30
" 10	平田耕作外五名給料										1,982 30
" 12	廣告塔處股代金										2,982 30
	合計	1,586 00	48 50	200 00	85 00	100 00	1 80	73 60	387 40	100 00	2,982 30

第二樣式 營業費內譯帳

廣告費

年月日	摘要	借方	貸方	差引殘高
10 1	五十八新聞廣告代	586 00		586 00
" 12	銀座十字街廣告塔建設費	1,000 00		1,586 00
	消 耗 費			
10 2	筆紙墨代	48 50		48 50
	旅 費			
10 3	社員高野清大阪行旅費	200 00		200 00
	修 繕 費			
10 4	店舖修繕費	85 00		85 00
	交 際 費			
10 5	大和屋招待費	100 00		100 00
	通 信 費			
10 7	電報料	1 80		1 80

第二様式 營業費内譯帳

割引料

年月日	摘要	借方	貸方	差引残高
10 8	第一銀行割引料	73 60		73 60
	諸	税		
10 9	本年度所得税	387 40		387 40
	給	料		
10 10	平田耕作外五名本月分給料	500 00		500 00

第八章 帳簿

二六八

右に示したる如く營業費は其事業を經營するに要したる費用にして其記帳方法は第一様式の如き形式を採るものと、第二様式の如きものあるも何れも其効果の上には何等の携提あるものに非らざれば、何れを選むも可なるも第一様式は其勘定科目を或る程度まで限定せられ居る爲め多少不便なる點なしとせざるも其費用の詳細なる分類を一目のもとに知る事を得る便宜あるものなれば、實際界に於ても相當使用し居るものあり、然れども本帳簿は之れを普通の綴製したる帳簿として使用するの價值よりむしろ一葉毎に分離する事を得べき記入表式になすの勝れる如かざるべし、而して記入表として利用する場合は一日一葉宛を使用し合計欄は本日、前日迄での合計、累計の三行を設くる必要あり、則ち其日の支出及前日迄でに支出したる分及總支出合計を知るに便ならしむるものなり。

而して第二様式による時は商品賣買帳總括勘定の項に於て説明したる如く其各口座の金額の合計は總勘定元帳營業費勘定の残高に一致するものなれば常に之れと對照し相違なき事を期する必要ありとす。

第三節 特殊補助元帳

補助元帳とは己に説明したる如く、其事業の種類、性質及び其整理の目的如何により之れを一律のもとに限定する事能ざるは勿論なり、故に前節に於て述べたるが如き數種のもののみを以て如何なる事業にも應用して遺憾なしとは云ふ可からざるなり、されば其時に應じ其事業に依り各々之れに適當する處の補助元帳を作成する必要を生ずるなり。

然れども變轉極まりなき日々の出來事に對し豫め之れを豫測して多數の帳簿を作成して備へ附け置く事も亦愚の至りなれども、其取引を更らに一層詳細なる記録により整理し置かんと欲せば、尙ほ幾多の補助元帳を要するは必然の事なれば、以下少しく現在普通に用ひ居る處の補助元帳に就て其様式及び記入例を示さん。

一、銀行預金元帳 預金銀行別に口座を設け其の預ケ入引出しを整理し何時にても銀行預金の現在高及各銀行別に預金状態を知る爲めに設くる處の帳簿なりとす。

故に各銀行の預ケ入高の集計をなす時は總勘定元帳銀行預金勘定の借方金額の合計と一致す、従つて其引出高は同勘定の貸方金額の合計に一致し、差引残高は又當然一致する筈なり。

而して若し當座借越の契約等ありて預金以上の引出をなしたる時は差引残高を朱記して明かに借越高を現はし、尙擔保品等の差入れある場合は上欄銀行名の次に特記し置くと共に借越契約高をも記入し置き常に其契約高と實際の借越高とを對照して其引出高が契約高以上に及ばざる様注意する事を要す。

今次に之れが様式及其記入の實例を示さん。甲賀銀行は當座借越をなしたる場合の記入例なり。

銀行預金元帳

銀行名 千代田銀行

年月日	摘要	預ケ入	引出シ 小切手 番号	金額	差引残高
10 8	現金ニテ預ケ入	5,000 000			5,000 000
" 10	山田商店へ支拂		1	1,000 000	4,000 000

銀行名 京橋銀行

年月日	摘要	預ケ入	引出シ 小切手 番号	金額	差引残高
10 15	伊藤銀行小切手ニテ預ケ入	10,000 000			10,000 000

銀行名 甲賀銀行

當座借越限度 20,000,000
根低當東新株三百株

年月日	摘要	預ケ入	引出シ 小切手 番号	金額	差引残高
10 18	現金ニテ預ケ入	8,000 000			8,000 000
" 20	西山商店へ支拂		50	10,000 000	2,000 000
" 25	山中商店		51	15,000 000	17,000 000
" 26	明治銀行小切手ニテ預ケ入	5,000 000			12,000 000

二、有價證券明細帳 所有の有價證券を各種類別に其受入高、讓渡高並に現在高を何人にも容易に明瞭ならしむる様記入する處の帳簿にして、多額の有價證券を所有し居る事業又は公債株式等を常に取扱ふ業務にありては、尤も必要なる帳簿なりとす。

而して本帳簿の受入高欄には其買入又は引受價格を記入し、讓渡欄には賣却金額を記入するものなり、故に其差引残高欄は常に現在の有價證券在高を現はすものなるも、若し受入金額より讓渡金額の方多額なる時は其差額を差引残高欄に朱書して現はすものにして、其金額則ち朱書したるものは其有價證券の賣買によりて得たる利益金を示すものなり。
今次に之れが様式及記入例を示さん。

有價證券明細帳

年月日	摘要	番號	記名人	株券ノ種類	買入		譲渡		差引	現在高
					数量	金額	数量	金額		
10 10	山一仲買商入 山店ヨリ買入	自1號至10號	當店主	10 10 券枚	100 70,000	7,000 000			100 70,000	7,000 000

有價證券明細表

年月日	摘要	番號	記名人	株券ノ種類	買入		譲渡		差引	現在高
					数量	金額	数量	金額		
9 10	合仲買店ヨリ買入	自100番至200番	當店主	100 券枚	1,000 80,000	80,000 000			1,000 80,000	80,000 000
15	玉屋商店へ買渡ス						1,000	85,000	85,000	000

(註 本例ハ全部賣却利益ヲ得タルモノヲ示シタルモノナリ)

一 什器明細帳 所有の什器類を各種類毎に口座を設け其買入高及現在高を明示する處の帳簿にして普通用度係又は庶務係の保管記入する處の帳簿なりとす。

而して什器の如き年々其使用により價格を減するものによりては之れを適當の年限に分割して減價を行はざる可らず、又修繕加工を加へ其什器に相當價格を増加したる時は之れを其原價に組入れ計算する事を要す。

不用品の賣却又は紛失破損等なしたる時は減價處分を爲したると同様の方法により整理するものとす。

什器明細帳

年月日	摘要	品質形状	数量	買入		金額	修繕及加工費	減價額	數量	差引現在高
				單價	金額					
10 3	山田商店ヨリ買入	カーター	5	150	00	750,00			5	750,00
12 31	一應ニ付參拾圓宛減價ス							150,00	5	600,00

備用總記帳簿

四、機械器具明細帳 機械器具類を各々一種類毎に其品名品質形状等に分ち更らに之れを製造所、製造年月日其他必要なる要項全部を記入し其買入高、減價額及現在高を知る爲め設くる處の帳簿なりとす。

而して機械器具類も亦什器類と等しく使用による減價又は破損賣却修繕加工等度々あるものなれば之れが整理方法も什器勘定と同様の方法により行ふものなりとす。

機械器具明細帳

年月日	摘要	品名形状	数量	単價	金額	修繕及加工費	減價額	数量	現引現在高	品名	製造所	製造年月日

五、不動産明細帳 所有の土地建物を各所在地及種類別に整理記帳し何時にても其現在高を一目瞭然ならしむる爲めに設くる帳簿にして普通用度係又は庶務係の保管する處の帳簿なりとす。

而して不動産則ち土地建物の減價消却又は一部賣却等をなしたる場合に之れを受入高金額の項に之れを朱書して差引殘高欄には此金額を差引したる金額を現はすものとす。

不動産明細帳

種類 土地
所在 日本橋通一丁目一番地

年月日	摘要	受 入		高 額	總坪數	金 額
		單 價	坪數			
1110 5	伊藤商會ヨリ買入ル	200 000	500	100,000 000	500	100,000 000
" 8	山田金八ヨリ買入ル	230 000	120	27,000 000	620	127,000 000

不動産明細帳

種類 建 物
所在 日本橋通一丁目一番地

年月日	摘要	受 入		高 額	總坪數	金 額
		單 價	坪數			
1110 5	秋山建築請負所へ 建築代金支拂	250 000	300	70,000 000	300	70,000 000
" "	造作代			5,000 000		75,000 000

六、貸付金元帳 他人に金錢を貸與したる場合に相手方毎に口座を設け其貸付金の經過を明かならしむる爲め設くる處の帳簿にして、銀行業、信託業、保險業等の如き金錢貸付が營業の主要部分を占むる業務は勿論、其他相當多額の貸付金を有する事業にありては必要缺くべからざる帳簿なりとす。

而して其記入事項の内最も重なるものは貸付金額、返済期限、利率、擔保品の有無及其見積價格、保證人の有無等は必然本帳簿中に記入せざる可らざるものなりとす。

本帳簿は總勘定元帳貸付金勘定の明細帳なれば、従つての各口座の差引残高を合計したるものは當然元帳貸付金勘定と一致すべきものなり。

次に利息の算出方法は差引残高に日數を乘したるものを積數欄に記入し之れに利率を乘したるものを利息額とす、而して此利息率の算出方法には日歩計算と年利計算の二ありて日歩計算とは百圓に就き一日幾錢と定むる方法にして、此方法による時は元金に對し貸付日數を乘し之れに日歩を乘したるものが利息にして、年利計算による時は元金に日數を乘し之れに年利率を

(例へば一割又は一割二分と云ふが如し)乗じ之れを三百六十五にて二ヶ年を三百六十五日と見做す)除したるものを利息と云ふ。

貸付金元帳

氏名 田中新造 保証人 池田銀次郎

年月日	番號	摘要	期限	期日	擔保品	貸付金	返済高	差引殘高	日數	積數	利率	利息	備考
11 10	1	現金ニテ貸付	60	11 29	南滿鐵道株百株	5,000 000		5,000 000			年.08		表領済
11 29		第三銀行小切手ニテ入金す					5,000 000	0		300,000 000		65 75	

貸付金元帳

山本春一 保証人 伊藤國造

年月日	番號	摘要	期限	期日	擔保品	貸付金	返済高	差引殘高	日數	積數	利率	利息	備考
11 10	5	第百銀行小切手ニテ貸	30	11 4	日本橋通建物一棟	10,000 000		10,000 000					78

七、預り金元帳 他人より金錢を預りたる場合に之れを各人名別に整理記帳する處の帳簿にして貸付金の反對の帳簿なりとす、故に其記帳方法及利息の算出方法並に其帳簿の様式等は何れも貸付金明細帳と同様にして唯相違せる點は貸付金の項が預り金となり、返済高の項が返却高となれば可なり故に其様式の掲出は之れを省略す。

八、借入金元帳 他人より營業の爲め必要な金錢を借入たる場合に之れを各借入先別に其取引の明細を記帳整理する處の帳簿にして總勘定元帳借入金勘定の内譯帳なりとす、故に本帳簿の差引殘高を集計したるものは借入金勘定と一致すべきものなり。

而して借入金には擔保を差入れたるもの保証人を立てたるもの手数料を支拂ひたるもの等あるべけれども記入方法は何れも貸付金元帳の項に於て述べたる處の反對を行くものなれば之れを參照して處理すれば可なり。

借入金元帳

氏名 第百銀行

年月日	番號	摘要	期限	期日	擔保品	借入金	返済高	差引殘高	日數	積數	利率	利息	備考
1110	1	日本橋土地 購入ノ爲メ	一年	12 11	郵便株 千	50,000 000		50,000 000			年 0.03		

借入金元帳

氏名 岡田正一

年月日	番號	摘要	期限	期日	擔保品	借入金	返済高	差引殘高	日數	積數	利率	利息	備考
1110	1	商品購入ノ 爲メ	60 日	12 3	倉庫證券	20,000 000		20,000 000			年 0.10		

九、積送品元帳 遠隔の地に於て商品を販賣せんとする場合に、之れを其他の商人に委託して賣捌かしむる爲め積送したる商品が仕切書到着まで之れに附する名稱を積送品勘定と云ひ其詳細を記録する處の帳簿を積送品元帳と云ふ。

而して本帳簿の記入方法は積送先毎に口座を設け其積送品、品名、諸掛、數量金額等を明細に記入し、之れを賣上げたる通知ありたる時は賣上高に記入す、而して送金又は仕切書(計算書)の到着したる時は受領高欄に記入するものとす、萬一其商品が賣却未済なるにも係らず、代金の一部又は全部を受取りたる時は受領高欄に記入するものなりとす、然れども此場合に於ける記入方法に就ては已に説明したる如く時によりては其代金を受取りしものなりとは見做さずして別の取引即ち積送品關係による、金錢の受授には相違なければ、之れを以て積送品の代金を受取りたるものなりとは見做さずして別の勘定即ち假受金又は一時借入金等の形式を取りて處理する事あり。

積送品元帳

大阪 高麗商會

年月日	摘要	品名	送附		高		賣上通知高		受領高		預り貸		差引残高	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1110 1 4	委託販賣ノ爲メ 積送メ 此運賃諸掛	綿絲	280 000	100	28,000 000	10 000					貸	100	28,015 000	

積送品元帳

氏名 大連 花菱洋行

年月日	摘要	品名	送附		高		賣上通知高		受領高		預り貸		差引残高	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1110 4	大洋丸ニ積込發 送メ 積爲替ヲ取組 ニ爲百銀行ニ割 引メ(8,000,000)	雜貨	500 000	50	10,000 000				8,000 000		貸	50	10,000 000	
" 4											"		2,000 000	

(註 一部分ヲ積爲替ヲ取組ニ受取リタル場合ノ便宜記入方法)

十、委託品元帳 他人より商品の販賣を委託せられたる場合に之れを相手方毎に口座を設け處理する處の帳簿にして其記入方法は積送品元帳の正反對なれば之れを参照せられたし。
今便宜上次に其様式及記入例を示さん。

委託品元帳

氏名 西山商店

年月日	摘要	品名	入		高		賣上	高		送金	高		預 ^ハ 貸	差引	
			数量	金額	数量	金額		数量	金額		数量	金額			
10 5	委託販賣ノ爲送附 ^ル 此引取送附貨	木炭	5,000	10,000 000											
10 10	現金ニテ賣却				5,000	12,000 000				100 000			預		11,900 000

委託品元帳

氏名 廣島商會

年月日	摘要	品名	入		高		賣上	高		送金	高		預 ^ハ 貸	差引	
			数量	金額	数量	金額		数量	金額		数量	金額			
11 10	委託販賣ノ爲送附 ^ル 此引取送附貨	大豆	500	5,000 000											
11 11					10 000										

十一、割引手形元帳 手形割引により銀行より金圓を借入れたる場合に之れを各銀行別に口座を設け其割引の顛末並に満期日等を知るに便ならしむる帳簿にして、相當手廣く事業を經營し居るものに取りては最も必要なる帳簿なりとす。

而して本帳簿の各残高を集計する時は總勘定元帳割引手形勘定に一致するものなり。

割引手形元帳

銀行名 明治銀行

年月日	摘要	手番 形號	手種 形類	振出人 裏書人	期限	期日	手形金額	割歩 引合	割引料	年月日	順 來
10 5	山中商店振出當店宛	1	爲替	裏書人 山田種三	60	12 3	5,000 000	028	84 000		
" 7	京橋商會振出 "	2	約束	京橋商會	30	11 6	3,000 000	030	27 000		

割引手形元帳

銀行名 千代田銀行

年月日	摘要	手番 形號	手種 形類	振出人 裏書人	期限	期日	手形金額	割歩 引合	割引料	年月日	順 來
10 6	大阪屋商店振出宛	2	約束	裏書人 大阪屋商 店	50	11 28	10,000 000	027	135 000		

十二、滞貸元帳 商品を掛にて賣却したるものを賣掛金、掛貸金、得意先勘定等と稱す、而して之等の掛貸金にして期日に至るも入金せず、且つ其回收が不能と確定したる場合は、之れを貸倒金として損失金勘定に振替ふべきが通則なるも、斯くては若し萬一相手方に辯済能力を生ずる場合あるも、全然之れを帳簿上より債權として除外する事となれば、其請求の根據を失ふ事となるものなれば、一定の期間之れを損失とせず、賣掛金より獨立せしめて滞貸勘定なる新勘定を起し之れに振替整理し置き常に債權の时效に罹らざる程度に請求し、更らに適當の時期を見計らい愈々回收不能と確定したる時に於て貸倒金勘定に振替へ損失とすべきものなり。

故に本勘定は資産として債權勘定に屬すべきものなるにも不拘實に不確實なる債權にして、多くの場合損失に歸すべきものなとりす。
而して之れが記入方法は何れも各人名別に口座を設け其必要用件を記入し置くものとす。

滞 貸 元 帳

氏名 田中商店

年月日	摘要	品名	賣單價	上數量	高金額	受入高	差引	残高
7 7	賣却分	雜貨	20 000	30	600 000			600 000
8 80	内金受取り					100 000		500 000

滞 貸 元 帳

氏名 竹田商會

年月日	摘要	品名	賣單價	上數量	高金額	受入高	差引	残高
3 4	賣却分	木炭	2 000	150	3,000 000			3,000 000

滞 貸 元 帳

氏名 伊藤商店

年月日	摘要	品名	賣單價	上數量	高金額	受入高	差引	残高
5 8	賣却分	大豆	10 000	30	300 000			300 000

十三、販賣費内譯帳 販賣費とは商品賣買に要する處の直接費の謂にして、例へば手数料、口錢、廣告費、歩合、運賃、配達料、包装料等の如き直接其商品を賣却するに就て要する處の費用を云ふものにして、時によりては總勘定元帳内に右に示したるが如き細別方法により記帳整理する事あるも多くの場合之れを販賣費勘定として一括處理する事あり又更らに大きく販賣費經費を合して營業費勘定として處理し居る事あり(營業内譯帳に就いては第二節に於て已に説明せり)斯くの如き場合には別に販賣費の内容を明らかにする爲め特に販賣費内譯帳を作成記入する必要あり。

今之れが記入例を次に示さん。

販賣費元帳

手数料

年月日	摘要	借方	貸方	借ハ又貸	差引残高
10 5	山田屋へ販賣手数料 支拂	150 000			150 000
10	明治屋 "	30 000			180 000

販賣費元帳

廣告料

年月日	摘要	借方	貸方	借ハ又貸	差引残高
10 5	同業組合機關雜誌廣 告料	50 000			50 000

販賣費元帳

包袋料

年月日	摘要	借方	貸方	借ハ又貸	差引残高
10 7	包袋用諸材料買入	30 000			30 000

十四、小拂資金出納帳 小額の支拂は全部現金拂とし之を一定の帳簿を設けて記録計算し、他は全部小切手を以て支拂の場合に用ふる處の帳簿にして、一定の金額を前渡し置き之れにより汎らゆる小拂ひに充て、其資金を全部支拂ひたる時又は毎月末日に從來支拂ひたるものを新に傳票を發行し現に支拂ひたるかの如くにし、更らに之れと同額の現金又は小切手を受取るものにして小拂資金は之れを會計係の方面より見れば何時も同一金額を保有する形となり居るものなり。

故に若し小拂資金を設ける場合は總勘定元帳には小拂資金勘定を起すか又は假拂金勘定を設けて其收支關係を處理する必要あるなり。
而して小拂資金は之れを清算する場合は必ず傳票を發行し一々其使途明かにし且つ仕譯をなして主要簿の轉記に便ならしむるものなりとす。

小拂資金出納帳

受入高	年月日	金額	支拂	年月日	摘要	内					合計	
						金額	通信費	交通費	筆紙墨	辨當代		消托費
10 1		100 000	10 1		電報料	350	350					
			10 2		電車回数券	3 000		3 000				
			10 3		郵便切手	2 500	2 500					
			10 4		用箋代	5 800			5 800			
			10 5		當直辨當代	12 500			12 500			
			10 6		辨炭代	8 700				8 700		
			10 7		本月分電氣代	23 480					23 480	
			10 8		横濱行旅費	2 850		2 850				
			10 9		瓦斯代	8 500					8 500	
			10 10		合 計	67 710	2 800	5 850	5 850	12 500	8 730	31 980
			10 11		翌月繰越	100 000						
			10 12			167 710						
			10 13			100 000						
			10 14			167 710						

十五、原價元帳 製造業者の最も重要な帳簿の一にして、各製造品名別に夫れく口座を設け、更らに之れに、製造番號及使用原料の豫定價格並に出來豫想價格を定め置き、一回の製造單位則ち一注文に對する分、又は一釜毎に出來するもの或は一品目の製造に要するものを定め、之れに要する原料賃銀其他の直接費用を加へたるものを以て各製品の原價となすものにして、之れが整理をなす此帳簿を原價元帳と稱し製造工業家の最も重要な帳簿なりとす。

十六、原料品出納帳 製造工業家の所有する原料品の出納に關する一切を記帳整理すべき帳簿にして、各原料品名別に口座を設け各原料品の増減の状態を知るに便ならしむるものにして商品出納帳に同様の記入方法によるものなりとす。

原 價 元 帳

製造名 A 使用原料 定價格 ￥ 10,000 000
製造番號 1 出來高豫高價格 " 15,000 000

年月日	摘 要	原 料		貨 銀	製造費	合 計
		數量	單 價 金 額			
10 1	甲材料	100	50 000	5,000 000		5,000 000
" 2	貸銀及製造費			1,500 000	1,000 000	
" 3	乙材料	8	150 000	1,200 000		
" 5	丙材料	20	300 000	4,000 000		
" 7	貸銀及製造費			200 000	1,500 000	16,200 000
	合 計		10,200 000	3,500 000	2,500 000	

應用簿記學概論

原 價 元 帳

製品名 B 使用原料 豫定價格 50,000,000
製造番號 1 出來豫想價格 ￥ 100,000,000

年月日	摘 要	原 料		貨 銀	製造費	合 計
		數量	單 價 金 額			
10 5	イ材料	20	100 000	20,000 000		20,000 000
" 6	ロ材料	157	100 000	12,750 000		
" 7	貸銀及製造費			28,000 000	12,000 000	
" 8	ハ材料	100	120 000	12,000 000		
" 10	銀 貸			5,000 000		89,750 000
	合 計		44,750 000	33,000 000	12,000 000	

二九六

註 Aハ出來豫想價格 ￥ 15,000,000 ニ對シ實際出來上リ高 ￥ 16,000,000
B " " 100,000,000 " " 89,750,000

製造費内譯帳

科目 動力費

年月日	摘要	借方	貸方	差引殘高
10 5	石炭參萬斤	300 00		300 00
" 10	電力費	50 00		350 00

製造費内譯帳

科目 獎勵費

年月日	摘要	借方	貸方	差引殘高
10 7	職工慰安費	100 00		100 00
" 8	皆勤賞	50 00		150 00

製造費内譯帳

科目 事務費

年月日	摘要	借方	貸方	差引殘高
10 15	用箋及筆紙墨	30 00		30 00

十八 株主名簿

株式臺帳

株式勘定元帳

配當金支拂臺帳

何れも株式會社特有の帳簿にして、株主名簿は株主の持株數、住所氏名、職業年齡等を記入し、株式臺帳は各株主毎に口座を設け其株主が有する株式の數及株式の種類、株券番號金額等を明示し、株式勘定元帳は各株主毎に其引受株數及讓渡數並に現在高を知るに供し、配當金仕拂臺帳は各株主に對する配當金を記入し、之れに對して支拂濟のものは其支拂日を記入し、未支拂ものは支拂月日なきを以て知る事を得るものとす。

姓名

株式臺帳

住所

職業

第八章
帳簿

年月日	摘要	引受株數	種類	株券番號	總株數	金額	備	考
-----	----	------	----	------	-----	----	---	---

自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號
自	號
至	號

株主名簿

年月日	氏名	年齡	住所	職業	株數	備	考
-----	----	----	----	----	----	---	---

應用簿記學概論

株式勘定元帳

株主 _____

年月日	引			譲渡			現在持		
	株券番號	株數	金額	株券番號	株數	金額	株券番號	株數	金額
	白玉			白玉			白玉		

配當金支拂臺帳

株主 _____

株式數	株式金額	一株ニ對スル配當金額	配當金	領收證號	支拂月日	摘要

特殊補助元帳は以上の説明を以て全部を了りたりとなすべきものに非らざるも、紙數に限りある本書としては此の位に止め更らに適當の機會を見て説明せん。

第四節 傳 票

日々數百千と起る處の取引を其發生の都度各關係帳簿に記録する事は理想論としては最良の方法にして、又然かあるべき事なるも事實上到底不可能の事なれば、其取引の發生の度毎に之れを一葉の紙片に記入し置き、一日の營業の終りたる時又は適當の時期を見計らい、此紙片により各必要事項を帳簿に轉記する方法を採るものにして此紙片を稱して傳票と云ふ。

故に傳票は綴製せざる帳簿の一種にして最も簡單なる原始帳簿なり、然かも一種の證憑書類を兼ねたる會計上最も重要なるものにして、總べての會計帳簿の原本となるのみならず、傳票は其作成者は勿論其取引を承認すべき上長例へば主人又社長支配人等が其取引を承認したる場合に之れに認印を與ふる事となり居る爲め、後日其取引に對して問題の起る事ありと雖も、直ちに之れによりて其上長の承認し居る事及其取引の原因等を明瞭に知る事を得るものなれば如何なる事業にありても必要缺く可らざるものの一なり。

殊に現時の如き事業組織の益々複雑となり、大資本を擁するもの愈々多きを加ふる時代にありては、其組織を分課制度に採るもの多く、從つて其帳簿組織も亦各課に配屬分布せらるゝもの多く、爲めに之れが記帳材料を舊來の如く受領證又は支拂證書等のみの廻附によりてなす事は書類の紛失遲滯等を免ぬがる能はざるのみならず、事務の進行を害するものなれば之れに變ふるに傳票を以て廻示記帳する場合は各關係課又は係は其廻附を受けたる事及之れを記帳したる事を證する爲め課長係長又係員之れに捺印して次の關係課へ廻付し最後に作成課に返附せられ、更らに之れを主要簿係に廻附し茲に各傳票は一括して整理保管せらるゝ事となるなり。

傳票の種類

傳票は以上述べたるが如く各取引の證據資料となると共に各帳簿記録の

原始材料となり且つ計算の基礎をなすものなれば、其作成に當りては充分注意をなさざる可らず、而して傳票を作成するに當り、特に知る事を要するものは其取引が如何なる種類のものに屬するものなるやを知らざるべからず、即ち其取引が現金の増減に關係を有する取引なるか、將た帳簿上の振替のみにて可なるものなるか、もし現金の増減に關係を有するものなる時は之れを現金取引と稱し、之れを更らに入金支拂の兩者に分ち入金取引、支拂取引と稱し、此取引を記載する處の傳票を入金傳票、出金傳票に分つ。

現金の收支に關係なく財産が増減變化したる取引を振替取引と云ひ之れを記載する處の傳票を振替傳票と稱す。

一、入金傳票

入金傳票は收入傳票又は收納傳票とも稱し、現金を受入たる場合に之れを整理する爲め用ふる處のものにして、普通赤色の印刷を以てし、一見其入金傳票たる事を知るに便ならしむるものなり。

而して傳票は其取引の顛末及仕譯を記入するものなれば、其様式は如何様

のものを用ふるも可なりと雖も、現時普通使用され居る二三の様式を列舉すれば左の如し。(本書挿入の各傳票の様式は何れも有力なる某々会社に於て現に使用し居るものなり)

記入例

田中屋へ所有株券百株ヲ現金五千圓ニテ賣渡ス

事務取扱役			入金傳票			主事		
支配人			第一様式			取扱者		
大正 11 年 11 月 15 日						計理		
科目				摘要		金額		
右價證券勘定				田中屋へ所有株券百株ヲ五千圓ニテ賣渡ス		5,000	0	0
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇				〇〇〇〇		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

入金票

有價證券

大正十一年十一月十五日

第二〇〇〇〇株式會社

受入宛	摘要	金額	重役
田中屋	所有株券百株ヲ賣渡ス 五千圓	5000.00	重役部長 田中屋 掛部長 取扱者
合計		5000.00	

第三〇〇〇式 收納傳票

月日

大正十一年十一月十五日 授人 印

摘要	金額	受取先
所有株券百株ヲ現金五千圓ニ賣渡ス	5000.00	田中屋
有價證券勘定		

第四〇〇〇式

受入證

重役部長 課長

一金五千圓也

所有株券百株ヲ現金五千圓ニ賣渡ス

¥5000.00

右之金額正ニ受入候也

大正十一年十一月十五日

取扱人 係員 某印

〇〇〇〇株式會社御中

科目 有價證券勘定

二、出金傳票

現金を支拂ひたる場合に之れを仕譯整理する處の傳票にして支拂傳票又は支拂票とも稱し、普通青色を以て印刷し一見入金振替傳票と見違ふ事なき様なし居れり。

而して出金傳票は現金を支拂ひたる事を示すべき傳票なれば、之れより仕譯日記帳に轉記する場合は借方に傳票記載の勘定科目を、貸方に現金勘定を記入するものなりとす。

記入例

山田商店より商品參千圓現金にて買入る。

専務取締役

主事

支配人

第一號式

出金傳票

計理

取扱者

大正11年11月18日

科目	摘要	金額			
		3	0	0	000
商品勘定	山田商店ヨリ商品參千圓ヲ現金ニテ買入ル				0000

○ ○ ○ ○ ○ 株式会社

出金票
大正11年11月18日

商品勘定

第二様式
〇〇〇〇株式会社

支拂先	摘要	金額		重役	集務部長	出納掛	計	算	掛	掛	長	与	扱	者
		金	額											
山田商店	現 金 参 千 圓 ヲ 買 入 ル	3	000.00											
	合計		3000.00											

第三様式

仕拂傳票

月日	大正11年11月18日	扱入
商品勘定	商品買入代金	
20號		
先	山田商店	
渡		

第四様式

仕拂證

一金參千圓也

山田商店より商品參千圓を現金にて買入る

右正ニ仕拂申候也

大正十一年十一月十八日

仕拂人

係員

某印

科目 商品勘定

〇〇〇〇株式会社御中

三、振替傳票

振替傳票は普通黒色を以て印刷したるものを用ひ、多くの場合振替勘定則ち現金を用ひざる取引に使用さるゝものなるも、時によりては一部分現金を用ふる取引にも使用するなり、例へば商品五千圓を賣渡し内參千圓は現金を受取り残額は掛となしたる場合又は手形にて受取にて受取りたる場合の如きは必ず振替傳票を使用するものなり。

而して振替傳票は全部振替則ち現金取引なき場合と一部振替則ち振替と現金取引とを混合したる取引たるを問はず必ず貸借の合計は一致すべきものなり。

記入例

甲、全部振替の場合

一、加藤商會より商品五千圓仕入れ此代金として來月廿日期限の約束手形第五號を渡す。

乙、壹部振替の場合

二、中村商店へ商品壹萬圓を賣渡し此代金として内參千圓は現金にて受取り残額は掛とす。

(甲記入例)

振替傳票

第一様式

大正 年 月 日

No.

科目	摘要	借方金額		科目	摘要	貸方金額		役員
		借	方			貸	方	
商品	加藤商會ヨリ買入	5	000					經理部長
					加藤商會渡シ	5	000	
					第五號 約束手拂 廿日			總務部
								營業部
								經理部
合計	差引支拂金	5	000	合計	差引收入金	5	000	

〇〇〇〇株式會社

報告者

専務取締役

(乙記入例)

振替傳票

第二様式

支配人

大正11年11月15日

計理

摘要	借方金額		貸方金額	
	借	方	貸	方
中村商店金	7	000		
現		3		
中村商店へ商品壹萬圓ヲ賣渡シ此代金トシテ内參千圓ハ現金ニテ受取り殘額ハ掛トス			1	000
合計	7	000	1	000

〇〇〇〇株式會社

(甲記入例)

振替證

重役

部長

課長

一金五千圓也

加藤商會より商品五千圓を仕入れ此
代金として來月廿日期限の約束手形
第五號を渡す

右之通り振替候也

大正 年 月 日

〇〇〇〇株式會社御中

(借方) 科目 商 品 5,000.000

係員

(貸方) 科目 支拂手形 5,000.000

某印

(乙記入例)

振替證

重役

部長

課

長

一金壹萬圓也

中村商店へ商品壹萬圓を賣渡し内金
參千圓は現金にて受取殘額を掛とす

右之通り振替候也

大正 年 月 日

〇〇〇〇株式會社御中

(借方) 科目 中村商店 7,000.000

現 金 3,000.000

計 10,000.000

(貸方) 科目 商 品 10,000.000

計 10,000.000

係員

某印

四、總括傳票

日々の取引を傳票により整理をなす場合に於て一日の傳票發行數が非常に多數に上る場合は之れを一々仕譯日記帳に其儘轉記する事は非常なる手數と無用の時間を費すものなれば、斯くの如き場合にありては其日々の傳票により全部の取引の内より同一勘定科目の金額を集計して一表に取纏め之れによりて一見其全部の傳票に記入されある各取引の内容を知る爲め作成する處の傳票を稱して總括傳票と云ふ、時によりては日表とも稱する事ありて、規模の稍や大なる事業にありては各部課又は係より發行したる傳票を一日の終りに取纏め之れにより總括傳票を作成し何部又は何課日表と稱して會計部又は會計課に交附する事あり、斯る場合に於ける會計部又は會計課は此各部の日表を基礎として主要簿に記入するものなり。

故に本傳票による時は日々の取引は此日表を一見する時は其内容を明瞭ならしむる利益あるものなれば相當頻繁に取引を有する事業にありては是非之れを作成する事を要するものなり。

又時によりては一ヶ月分の傳票を綴製し之れに日表を附し、其月の收支關係の一切を明瞭ならしむると共に前月までの分をも之れに加へ尙ほ其累計をも表はし、他の帳簿の力を藉らずして取引の一切を明かにせんとする場合あり、此方法を稱して所謂帳簿なし簿記法と云ふ。

されば斯くの如き簡單なる整理方法は其取引の比較的多からざる事業には尤も適當なるものなりと云ふべし。

今次に之れが様式及記入の實例を示さん。

第一樣式

總括傳票

(本日傳票總數五拾枚)

大正 年 月 日

科目	目	借方	貸方
商品仕入	入器	15,000.00	
什	銀行預金	500.00	
得	利息	38,300.00	
廣	告費	12,000.00	
修	繕費	300.00	
交	際	150.00	
	商品實際上高	50.00	
	取		28,500.00
	借		15,300.00
	假		5,000.00
	利		1,000.00
	雜		50.00
	收		10.00
	入		16,440.00
	金		68,300.00
合	計	66,300.00	66,300.00

○ ○ ○ ○ ○ 株式會社

(第二樣式)

總括傳票

(本日傳票發行高百枚)

大正 年 月 日

方	借	科	目	貸	方
28,000.00		商品仕入	商品賣上		50,500.00
50,000.00		土地	支拂		28,000.00
12,000.00		機械	借入		15,500.00
8,000.00		受取手形	預リ		13,500.00
1,500.00		寶掛	掛金		25,000.00
500.00		貯藏	假受		1,720.00
23,000.00		銀行預金	引料		150.00
1,000.00		俸給	雜收		80.00
50.00		消精費			
100.00		手數料			
10,000.00		現金			
134,450.00		合	計		134,450.00

○ ○ ○ ○ ○ 株式會社

以上述べたる四種の傳票は何れも對外部的の取引を主として發行する處のものなるも、右の外傳票と稱して使用し居るもの、内には多種多様のもの有りて之れを一々例示説明する事能はざるも、例へば物品倉出傳票、原料品出庫票、貯藏品出庫傳票、等の如き物品出納に關する傳票は枚舉に遑非らざるなり。

總括傳票

(借方)		大正十一年十一月卅日		(貸方)		
合計	前月迄ノ累計	本月分	勘定科目	本月分	前月迄ノ累計	合計
			資本金		50,000 00	50,000 00
		5,000 00	借入金	10,000 00	30,000 00	35,000 00
		7,500 00	支拂手形	5,000 00	28,500 00	26,000 00
			假受金	100 00	350 00	450 00
			雜收入	5 00	75 00	80 00
			商品賣上高	5,000 00	35,620 00	40,620 00
37,200 00	34,200 00	3,000 00	商品仕入高			
2,100 00	2,000 00	100 00	什器			
41,800 00	45,800 00	3,000 00	得意先	7,000 00		
32,998 00	31,998 00	4,000 00	銀行預金	3,000 00		
27,675 00	21,000 00	6,675 00	受取手形			
1,400 00	1,500 00	100 00	貯藏品	100 00		
2,300 00	2,000 00	300 00	俸給			
300 00	250 00	50 00	交際費			
180 00	152 00	28 00	雜費			
6,197 00	5,645 00	2,427 00	現金	1,875 00		
152,150 00	144,545 00	32,180 00	合計	32,180 00	144,545 00	152,150 00

第九章 決算

決算とは一營業期間中に於てなしたる營業の成績を知る爲め行ふ處の手續を云ふものにして、則ち其期間に於て行ひたる營業の結果が所有財産上に如何なる變動を及ぼしたるや、又損益の依つて生じたる原因を明かにする爲め行ふ處の手續を云ふ。

故に決算とは簿記法として行ふ處の手續中最後のものにして、其記帳計算の方法を種々講究し且つ汎らゆる取引を如何にせば何等の誤謬脱漏なく合法的に記帳する事を得べきやを研究するもの亦實に此決算を完全になさんとする爲めにして、此目的と手續を要するなくんば、簿記は遂ひに無用の贅物たるに終るものにして事業經營上に何等の効果を與へざるのみならず、反つて之れに要する少なからざる費用は全く冗費に終るべきものなり。

而して決算手續は帳簿全般に互りて行ふものに非らずして、總ての取引を

網羅記録せられたる總勘定元帳に依りて行ふものにして、本帳簿には全財産並に損益に屬する諸勘定は何れも口座別に記録されあるものなれば、之れによりて一切の計算を行ふと共に、資産負債及損益の二勘定口座を起し各々其性質に従ひ此兩勘定のもとに集計して一目のもとに其營業の成績を知るものなり。

決算は之れを行ふに二方法ありて一を大陸式一を英米式と稱し、此兩者は何れも現に使用され居る處の手續なり。

一、大陸式

決算に際しては一般取引以外の事項にして總勘定元帳に記入を要すべきもの少なからざるなり、而して之れを全部仕譯日記帳(日記帳仕譯帳ある場合は何れも之れに記入す)に記入し、之れより元帳に轉記する處の方法にして、則ち如何なる事項をも總勘定元帳に記録せんと欲せば必ず仕譯日記帳を経由せざる可らずと云ふにあり。

二、英米式

大陸式の手續を簡略にしたるものにして、決算に際して總勘定元帳に整理記入せらるべき事項は一切之れを仕譯日記帳に記入せず、直ちに元帳に記入して決算を行ふ手續を云ふものなり。

故に英米式は大陸式に比し其手續簡單なる爲め之れを採用し居るもの頗る多く、現今我國に於ける實際界は其大半は英米式を採用し居れり、然れども大陸式も亦其元帳に整理記入せられたる經路を明にする事を得べき爲め、相當重視され之れを採用し居るものも少なからざるなり。

決算の時期

決算の時期及期間に關しては商法第貳十六條の規定により毎年少なくとも一回之れを行はざる可らざる事となり居るのみにて別に其時期及期間を限定したるものに非らざれば、之れを定むる事は事業經營者各自の隨意にして何等差支へなき事なり、従つて其決算期を每一ヶ月或は二ヶ月目に行ふも可なれば六ヶ月毎になすも可なり、要は毎年一回は少くとも之れを爲すを要するものなれども都合によりては二ヶ年間に三回行ふも差支

へなきなり。

而して之れを時期の點より云へば毎年一月に行ふも二月に行ふも七月に行ふも八月に行ふも可にして、之れ又何等の制限なしと雖も其營業の種類及創業の時期等の關係上より各々適宜に定め居るものゝ如し。

又年二回決算を行ふものありては五月、十一月、六月、十二月の二期に行ふもの極めて多く其大半を占め居る模様なり、而して五月、六月を上半期と稱し十一月、十二月を下半期と稱し、之れを俗に盈暮の決算と云ふ。

決算の方法

決算には之れを行ふ目的によりて平常決算と閉業決算とに區別する事を得、而して平常決算とは普通營業の繼續中の或期間に於ける營業の成績を知る爲に行ふ處の決算を云ふものにして、其なしたる決算の結果を次期に繰越し次期營業の主要部分を占めしむるものなるより、此決算を稱して繰越決算とも稱する事あり、閉業決算とは其決算をなさんとする次の期間も同様に營業の繼續をなさんとするものに非らずして、其事業を閉鎖し解

散又は精算等を爲す場合に行ふ處の決算を云ふものにして、其相違點は決算の結果を次期に繰越すと繰越さざるの相違あるのみなりとす、故に其最初の手續則ち決算をなして繰越を行ふまでの手續は平常決算と何等異なりたる處なきものなりとす。

第一節 決算の順序

決算は己に述べたる如く總勘定元帳によりて行ふものなれば、萬一元帳記入にして誤謬等ある場合は到底正確なる決算の結果を得られざるものなれば決算に先ち元帳に記入されある諸事項は何れも正確にして且つ誤謬脱漏等の事なきやを檢せざる可らず。

次に營業上當然資産負債又は損益勘定に算入せらるべき筈のものなるにも不拘、往々記入洩れ等のものあるもの故斯くの如き事實なきや否や且つ之等の資産負債が帳簿上に記載され居る價格が果して適當なりや否やを調べ、若し之れに違ふものある時は直ちに訂正の手續を取り、最も正確なるものと

なしたる後に於て始めて決算に取り掛らざるべからず、然からざれば折角決算の結果、營業の成績知る事を得たりと雖も、實際の財政状態を示す事能はざる營業成績は何等價值なきものなればなり。

故に元帳決算をなすに當りては先づ各勘定口座に就き整理を行はざる可らず、此方法を稱して整理記入と云ふ此手續を終りて始めて完全なる決算をなす事を得べし。

第一款 試算表

決算に先き立ち第一必要とすべきは仕譯日記帳より轉記せられたる各取引は何れも元帳各口座に完全に轉記し居るや否やを知らざるべからず、而して之れを知る爲め作成する處の計算表を稱して試算表と云ふ。

元來試算表は總勘定元帳内に於ける各勘定口座の借方金額貸方金額の合計又は其差引殘高を勘定科目と共に一表に取纏めたるものにして借方金額と貸方金額の合計とは共に相一致すべきを原則とす、故にもし此兩者の合計が一致を缺く場合は傳票又は仕譯日記帳に誤りあるか、仕譯日記帳より元帳

に轉記したる際誤りたるものなるか、或は元帳各口座の合計又は差引に誤算ありたるか、又は元帳より試算表へ轉記の際誤りたるものなるか、試算表の貸借合計をなす場合に違算を生じたるか、何れか其一に該當するものにして時によりては此原因を二以上併有して誤り居る事なきに非らざるも、多くの場合仕譯日記帳より元帳に轉記する場合の相違と、元帳各口座の合計又は差引に誤りあるものなり、故に試算表は元帳に轉記されたるもの、正否を検する爲めに作成するものなりと云ふ事を得べし。

故に試算表は之れを作成するに就て次の如き二様の形式のものを生ずるなり、一は元帳各勘定口座の借方合計、貸方合計を勘定科目毎に一表に蒐集して作成するものと、一は其貸借の残高のみを勘定科目と共に蒐集して作成するものとの二にして、前者を合計試算表と稱し、後者を残高試算表と稱す、而して此兩者とも借方貸方の合計は常に相一致するものにして、時によりては便宜上此兩者を合併したる合計残高試算表を用ひらるゝ事あり。

一、合計試算表

元帳各勘定口座の借方金額の合計及貸方金額の合計を各々貸借に分ちて蒐集調製する處の計算表にして、本表は主として仕譯日記帳より元帳へ轉記せられたるものが相違し居るや否やを検する爲め作成するものにして、其借方金額の合計は仕譯日記帳借方金額の總計と一致し、貸方金額の合計も亦共に一致するものにして、若し之れに一致させる時は、何等かの相違あるものなりと知る事を得べし。

今之れを前掲第八章第一節第一款記帳例題の項に於て示したる總勘定元帳によりて作製すれば左の如し。

合計試算表

借方		元丁	勘定科目	貸方	
		1	資本金	50,000	000
85,850	000	2	現金	73,800	000
30,000	000	3	當座預金	29,400	000
71,000	000	4	商出品	35,850	000
34,000	000	6	伊藤商店	34,000	000
500	000	7	假拂金		
100	000	10	借家料		
500	000	8	俸給費		
300	000	9	廣告費		
800	000	9	雜費		
223,050	000		合計	223,050	000

二、残高試算表

總勘定元帳各勘定口座の差引残高のみを集計して作成したる處の計算表にして、其勘定口座の差引残高が借方なる場合は借方に、貸方なる場合は貸方に記入するものなれば合計試算表を作成するより遙かに手数を省略する事を得べきのみならず、其検査をなすに就ても極めて便利なるものなれば現に之れを使用し居るもの多し。

而して本表は獨り決算時期に於て作成せらるゝのみに止まらず收支關係の比較的繁雜なる事業にありては、毎月(月報)又は十日目毎(旬報)或は一週間(週報)毎に作成せらるゝ事あり、又時によりては毎日營業の終りに日計表と稱して作成する事あり。

之れを前掲例題に基き作成すれば次の如し。

殘高試算表

借 方		元 丁	勘 定 科 目	貸 方	
		1	資 本 金	50,000	000
12,050	000	2	現 金		
600	000	3	當 座 預 金		
35,150	0 0	4	商 品		
500	000	7	假 拂 金		
100	000	10	借 家 料		
500	000	8	俸 給 費		
300	00	9	廣 告 費		
800	000	5	雜 費		
			/		
50,000	000		合 計	50,000	000

三、合計殘高試算表

本表は前記二表を合併したるものにして現今實際界に於ても相當重要視せられ採用し居るもの多し。
次に之れを前掲例題に基き作成すれば左の如し。

合計残高試算表

残高	借方	元丁	勘定科目	貸方	高残
		1	資本金	50,000 000	50,000 000
12,050 000	85,850 000	2	現金	73,800 000	
000 000	30,000 000	3	當座預金	29,400 000	
35,150 000	71,000 000	4	商品	35,850 000	
	34,000 000	6	伊藤商店	34,000 000	
500 000	500 000	7	假拂金		
100 000	100 000	10	借家料		
500 000	500 000	8	俸給費		
300 000	300 000	9	廣告費		
800 000	800 000	5	雜費		
50,000 000	223,000 000		合計	223,050 000	50,000 000

以上述べたる如く、試算表は何れも貸借双方の金額は常に相一致するものなれば、若し此金額にして相違するものある場合は、元帳の何れかに誤謬ある事を知るべし、然れども試算表の貸借の合計が相平均したればとて必ず元帳記入に誤りなしとは云ふ可らざるなり。

例へば

- 一、其轉記は正確にして誤りなきも原始簿たる傳票又は仕譯日記帳に誤りある場合
- 二、轉記は正しきものなるも双方の貸借を誤りたる場合は
- 三、轉記に際し其口座を取り違へたる場合
- 四、轉記に際し貸借双方とも同様の誤りをなしたる場合
- 五、己に或る誤謬ありたる處へ次の轉記が更らに誤謬ありたる結果前の誤謬を打消したる場合

以上の如き場合は何れも貸方借方の合計は相一致し何等試算表上疑義の點なしと雖も其内容は己に前述の如く相違し居るなり、然れども斯くの如き

事實あるの故を以て如何なる場合に於ても試算表が貸借の合計が相一致したればこそ決して正確なるものに非らずと斷ずる事は早計にして、右に述べたる如き理由により、試算表が貸借相一致する事は極めて少なく、多くの場合は貸借合計の一致は其記入が正確にして何等の誤謬なしと見るを以て最も適當とすべき事實多ければなり、殊に斯くの如き相違は獨り試算表にのみよる時は其發見極めて六ヶ敷く或は不可能なりとも云ふを得べきも、他の方法による時は極めて容易に且簡單に其相違點を發見し得らるるものなれば、之れが爲め試算表の誤謬發見と云ふ力に對しては何等の價値を減ずるものには非らざるなり。

而して右に述べたる如き相違の發見は己に備付け居る處の各種補助元帳の總計と試算表に現はれたる殘高とを照合すれば忽ち其正否を判明すべきものにして何等の手續を要する事なし。

試算表の貸借合計が一致せざる場合

試算表が貸借合計一致するも尙誤ある事は前述の如くなるも、若し此兩者

の合計が一致せざる場合は如何なる理由によるか、之が二三の實例を示さん。

- 一、元帳より試算表へ轉記する場合に之れを誤りたる時
 - 二、元帳より試算表への轉記を全然脱漏したる場合
 - 三、借貸を取違へて試算表に轉記したる場合
 - 四、同一科目が二度轉記せられたる場合
 - 五、試算表の貸借の合計をなす場合に其計算を誤りたる場合
 - 六、原始簿より元帳への轉記を誤りたる場合
 - 七、元帳に於ける借貸の差引計算が相違せる場合
 - 八、元帳への轉記を全然脱漏したる場合
 - 九、元帳の合計を次頁に繰越す際其記入を誤りたる場合
- 試算表の貸借合計金額の一致せざるは其原因右に示したるが如く種々ありと雖も、要するに之れが原因を檢搜せんと欲せば、先づ第一に試算表面に現はれたる數字の檢算を再三行ひ、且つ元帳よりの轉記に誤り無きかを充分研究したる上尙相違點を發見する事能はざる時は、帳簿全體に亘り檢算をなす

と共に、總勘定元帳へ轉記したる各帳簿と一々突合せ照合する事を要す然れども右は如何なる方法によるも其相違點を發見する事能はざる場合に最後の手續として行ふ處のものなれば、之れをなす以前に於て次に示す如き二三の方法により之れが原因を探究する事を要するものとす。

一、試算表の借方合計と貸方合計との差數を見出す事。

試算表の貸借合計が一致せざる時は其差額は直ちに之れを知る事を得べきものなれば、其金額を元帳に就て一々之れを調査する時は多くの場合其相違したる金額を發見するものなり。

次に其相違せる數字が一十百千と云ふが如き、算盤上常に相違し易き數字なる場合は一應試算表を檢算し尙發見する事能はざる場合は、元帳各口座の貸借差引を試むべし。

更らに其相違せる數字が二にて除する事を得べき數字なる場合は之れを二分して得たる數字を元帳に就き調査をなすべし。

二、繰越金の調査をなす事。

以上の如き方法により尙、且つ其相違點を發見する事能はざる場合は前期繰越金又は前頁より次頁に繰越したるものが完全に繰越されあるや否やを檢するものにして、之れに基因する相違は相當多く見出さるゝものにして何人も比較的注意せざる處なり。

例へば前頁に參百六拾五圓とあるを次頁へ繰越の際參百五拾六圓として記入する場合の如し、而して斯の如き相違は亦實際上常に見受くる處のものなり。

三、補助帳と元帳の照合。

以上の如き方法により尙其相違點を發見し得られざる場合は止むを得ず、各種補助帳と元帳各勘定口座の殘高とを照合し各勘定が相一致し居るや、否やを檢する事を要す。

四、原始簿と元帳の照合。

以上三項目に別ちて説明したるが如き方法により尙其相違點を發見し得ざる場合は止むを得ず、原始簿即ち傳票又は仕譯日記帳或は原始簿の働きを

有する仕入帳、賣上帳、現金出納帳、其他の帳簿と照合するものとす、斯の如くない場合は必ず其相違は發見さるべきものなりとす。

第二款 試算表の價值

試算表は汎らゆる取引を網羅記録する處の總勘定元帳により作成するものなれば、獨り元帳記入の正否を知るの便に供するのみならず、之れによりて其期間中に於てなしたる取引の總ての状態を知る事を得るものなれば、如何なる營業をなすものにもありても必要なるものなりとす。

殊に本表は貸借對照表及損益計算表を作成する爲には必要缺く可らざるものなれば、之れを會計整理の上より見るときは最も重要なる計算表の一なりとす。

而して本表中合計試算表の借方は資産の増加、負債の減少、損失の發生を示し、貸方は資産の減少、負債の増加、利益の發生を示すものなり、故に之れを以て貸借對照表及損益計算書に代らしむる事能はざるも、之れによりて如何なる取引が幾何せられたるかを最も容易に知る事を得べき便利あるものにして、

非常に必要なるものなり。

例へば商品勘定に就て云はんか借方金額は其期間中に於ける總仕入高を現はし、貸方は總賣上高を現はすものなり、現金に就て云へば借方金額は其期間中に於ける總收入高を示し、貸方は總支拂高を示すものなり、其他何れも其期間中に於ける取引の大體を知る事を得べきものなり、殊に商品口座が仕入れ、賣上に區分せられある場合は仕入勘定の借方金額は其期間中に於ける總仕入高を現はし、其貸方は之れが不合格其他の理由により返却したるものを示す事となる、反對に賣上勘定にありて貸方金額は總賣上高を示し、借方金額は不合格品の返戻高を示すなり。

殘高試算表にありては其借方に現はれ居るものは現に所有し居る資産なるか、又は損失に屬するものにして、貸方に現はれ居るものは負債又は資本主勘定を示すものなるか、或は利益金に屬する勘定を示すものにて、本表にして正確ならんか合計試算表は殆んど其必要を見ざるなり。

故に本表は其營業期間中に増減したる財産の高並に損益關係の明細を物

語るものなれば、之れによりて貸借對照表及損益計算書を作成する事を得るものなり。

されば殘高試算表は之れを毎日作成して比較對照する時は財政狀態を一目の基に展開するが如くにして、非常に有益なるものなれば銀行業保險業等の如き其他其組織の稍々大なる事業にありては、之れを日計表と稱し毎日作成し居れり。

第三款 棚卸表

毎決算期に際し賣殘商品其他有體動産に對して、其現在高を一々現品に就て品質形狀數量並に之れが仕入原價及時價等を詳細に調査し、之れを一表に取纏めたるものを棚卸表と云ひ此手續を稱して棚卸と稱す。

而して棚卸表によりて之れが實際の現在高を知るものは主として賣殘商品に重きを置くものにして、之れを稱して商品棚卸表と云ひ其他のものは之れを棚卸と稱せずと云ふものあり、然れとも棚卸表をして決算期に於ける手持品の現在調べなりとすれば、敢て商品に限らずとも可なるべしと信ず。

殊に其目的が現在調べの結果何れの物品又は商品に幾何の損益を生じたるか又は其現在高が帳簿上に示されたるものに比較して幾何の相違ありたるや、其相違の原因如何等を知り以て一は將來の營業方針を定むる指針となすと共に、一は之等物品の出納保管に關する方法を樹立する根本方策を定むる事を得る爲めに作製するものなれば、獨り賣残り商品のみならず一般の有體動産則ち有價證券、什器機械器具等にも及ぼすべきものなり。

然るに之等有體動産は常に其市價に變動あるものなれば何れも決算期に際しては其仕入原價の如何に拘はらず、現在の我國の法律にては之れを其當時の時價を以て定むる事と限定せられ居る故に、法文解釋よりすれば原價が如何に安くとも其時の相場が高き場合は之れを以て評價するを可とするものゝ如し。

されば多數の泡沫會社等にありては此法文の解釋を殊更らに惡用し、不當の見積價格を附し其所有財産を特に膨大せしめ、之れを以て時價なりと稱し不法の豫想利益を捻出し蝟配當を敢てするのみならず、重役賞與金等を奪取

し遂ひには會社の基礎までをも危険に類せしむるもの少なからざるなり。故に其事業を最も堅實なる方法により發達せしめんと欲すれば、之れが評價方法を改め不當の評價格を附する事を禁止するか又は之れによりて生じたる利益金は絶對に認めざる方法を採るを可とす、何となれば事業經營の最後の目的は營利を得るにあれども、其利益が帳簿上にのみ於ける利益金なる場合は果して完全に夫れ丈けの利益金を確實に獲得し得べきや否やを知る事能はざるのみならず、萬一之れが暴落を見るが如き事ある場合は次期に於ては意外の缺損を見ざる可らざる事となるものなれば、之れを簿記學の立場より云ふ時は、其評價は現在の時價が買入原價より安き場合は時價により之れを計算し、若し時價が原價より高き時は原價により計算するものにして、我法律の時價主義には反するも其事業の基礎を堅實ならしむる點よりして、評價益金は絶對に之れを見積らず、従つて如何なる場合にも評價益金によるが如き假想利益を得て之れによりてなす處の配當の如きは全然根絶せざる可らず。

従つて棚卸による評價は何れも安き方より算定するものなれば、如何なる場合にも(原價が時價より安き場合を除く)棚卸評價損失は生ずる事あるも利益金は生せしめざるを可とす。

棚卸表の作成

棚卸は棚卸表に登載さるべき一切の物件に就き一々其現物を調査し目減り、破損、紛失、滅損等を其實狀に照合し之れに適當の價格を附し作製するものにして、通常其範圍は商品、製品、半製品、原料、有價證券、什器、機械器具の類なりとす。

而して其内特に其現品に就て調査すべき必要あるものは商品、製品、半製品、原料、什器、機械器具類なりとす、何んとなれば之等のものは何れも時の推移に従ひ價格に變化を及ぼすのみならず、品質、數量甚だしきは形狀までをも變化すべきものなれば特に注意して調査する必要ありとす。

然れども有價證券の如き其數量品質には何等の影響を來たさず、價格のみの變動に止まるものは之れを一々引出して調査するの必要なく、有價證券明

棚卸表

大正 年 月

摘要	金額
商品	
白木綿 百五十捆 @180,00 ¥27,000,00	
三州木綿 壹萬反 110 .11,000,00	38,000 000
合計	38,000 000

備考

什器、機械器具、有價証券等ヲ有スル時ハ
 何レモ品名別ニ單價數量金額ヲ記載シ其總
 額ヲ知ル事ヲ要ス

3,188.
 11,705.
 10,913.
 15,475.
 10,913

10,9131
 15,475
 3656

細帳により其現在數を調べ之れを時價と比較して適當の價格を附せば可なり。

斯の如き手續によりて出來上りたる棚卸表は何れも帳簿と何等の關係なく作製せられたものなれば、計算係は其各所管に係る之等の補助帳により、帳簿上現はれ居る處の現在高の數量及金額等を基礎として別に棚卸表と同様の形式による現在高表を作成して之れと比較對照して其可否、過不足、又は數量の相違並に帳簿上に於けるものと實際に調査したるものとが如何なる相違を來し居るやを檢する事は事業經營者として最も必要なる事項の一なりとす。

特に之れ等の方法によりて作製したるものを數期間に互り比較研究する事は最も趣味あるものにして、又事務管理の上よりするも重要なものなりと信ず。

今次に第八章第一款記載の例題に基き棚卸表を作製すれば左の如し。

3,188
 12,225
 10,913
 3,188
 10,9131
 3,875
 12,225
 15,475
 11,600
 3,875
 15,475

第四款 整理記入

試算表の作製により元帳記入の正否は之れを検する事を得たる上棚卸表の作製により、略ぼ決算準備は備ひたるも之れによりて總勘定元帳に記入さるべき筈の總ての取引が完全に記録されたりとは云ふ可らず、故に之れ等の記入すべき必要ある事項にして未だ記入されざるもの又は現に記入され居るも其記入が適當ならざるもの等は何れも決算をなすに先立ち適法の記帳をなすと共に訂正すべきものは之れを訂正せざるべからず、而して此記帳手續を稱して整理記入と稱す。

故に整理記入とは必ず決算期に於てなすべき、未整理のものにして必ず整理せざる可らざる一切の事項を取調べ之れを各々適當の科目に分類して相當欄に記入する手續を云ふ。

賣掛金、受取手形等の如き種類に屬する債權は相手方の支拂不能により其債權たる價值を失ふに至るものなれば、之れを何時までも他の債權と同様に處理し置く事は、徒らに虚無の資産を帳簿上に掲載し居るに止まり何等の實

益なきものなれば、少なくとも支拂不能が確定したる期末に於て之れを貸側金勘定なる損失金勘定に振替整理し其期の資産中より除かざるべからず。

金錢の貸借によりて生じたる利子を受取るべき筈のものを未だ受取らざる場合、又は之れと反對に支拂ふべき筈の計算となり居るものを未だ支拂はざる場合に於て決算をなさんと欲せば、先づ之れを利子勘定として受取りたる如く又は支拂濟になりし如くに記入し反對の側に未拂金又は未收入金等の債務勘定又は債權勘定を起すを適法とす。

例へば

期末に於て利子の支拂ふべきもの金五拾圓ありたりとせば。

(借方) 利子 50,000 (貸方) 未拂金 50,000

期末に於て利子の受取るべきもの金百圓ありたりとせば。

(借方) 未收入金 100,000 (貸方) 利子 100,000

火災保険料等の如き一ヶ年分の保険金を前拂ひするものにおいて、之れを適當の日割に割賦して處理するに非らざれば、正當なる損益關係を知る事能はざるなり。

されば此種の支出は何れも決算期に際しては之れを其決算期に屬する分だけを分離して損失金勘定にて處理するか又は支出の當初に於て保険料勘定等の損失金勘定によつて處理しある場合は、未經過の分のみを分離して未經過保険料等の名稱により之れを資産と見て次期に繰越す事を要す。

例へば一月に保険料百貳十圓を(一ヶ年分)支拂ひたりとして、六月に決算をなす時は之れを其儘保険料として損失勘定にて處理する場合は、上半期は下半期分に屬する保険料を負擔すると共に、下半期は當然負擔すべかりし筈の損失を負擔せざる事となるなり、故に此決算は何れも正當のものなりと云ふ事能はざるなり。

されば斯る場合は左の如き處理方法を探るなり。

第一法

一月五日 本社所有店舗の火災保險を明治火災保險會社と契約し保險料は現金にて支拂ふ。

保險金額拾萬圓也 此保險料參百六拾圓也

(借方) (貸方)

保 險 料 360,000 現 金 360,000

六月三十日 本期決算に付未經過保險料六ヶ月分百八十圓を次期に繰越す。

(借方) (貸方)

未經過保險料 180,000 保 險 料 180,000

第一法は保險料を支拂ひたる場合は全部之れを保險料勘定にて整理し置き決算期に際し未經過分のみを次期に繰越す方法なり。

第二法

右の問題を其儘利用して仕譯すれば。

(1) (借方) (貸方)

未經過保險料	360,000	現金	360,000
(2) (借方)		(貸方)	
保險料	180,000	未經過保險料	180,000

第二法は保險料を先拂ひしたる時は先づ之れを未經過保險料なる資産勘定にて處理し置き毎月未又は決算期毎に之れを振替ふるものなり。

廣告料等の如き損失に屬するものを時によりては右と同様の處理方法を取る事あるなり、例へば屋根看板、鐵道沿線の立看板又は廣告塔の如き比較的其効果を永續するものにして、且つ其金額の多額に上るものは之れを直ちに、單なる廣告費勘定として損失勘定に算入せず、保險料と同様未經過廣告料として、其効果の有効年限を見積り整理する事あり。

而して右に示したる如き未經過保險料、未經過廣告料の如き種類に屬する支出を處理する場合に於て、別に之等の口座を特に設けず、現に處理し居る保險料又は廣告費口座を其儘利用して、未經過の分は之れを資産の一部と見て次期に繰越す手續を取るものなり。

例へば之れを前記例題により例示すれば左の如し。

保險料

月日	摘要	借方	貸方	差引	殘高
1 5	一ヶ年分保險料	360 000		360 000	
6 0	繰越		180 000	180 000	
〃 〃	損益		180 000	0	

保險料

月日	摘要	借方	貸方	差引	殘高
7 1	前期繰越高	180 000		180 000	

筆紙墨、薪炭、食料品等の如き種類に屬するものは何れも之れを購入したる時、已に消費費勘定又雜品勘定等の名稱の基に直ちに損失勘定に組入れ計算せらるゝ事多し、故に斯の如きものにしてもし決算期に際し尙は多少の使用残數ある場合は之れを貯藏品勘定に振替へ消費費勘定は實際の使用したる高を現はさざるべからず、例へば山田屋より自家用燃料として薪炭參百圓を現金にて買入れたりとせば、之れを貯藏品勘定の項に於て説明したる如くに仕譯する場合は、借方貯藏品三〇〇圓〇〇貸方現金三〇〇圓〇〇となるものなれども、多くの場合は之れを直ちに消費費勘定によりて處理するものなり、故に斯の如き場合は。

(借方)
消費費 300,000

(貸方)
現金 300,000

と仕譯したるものにして期末に於て此の使用残高見積價格五拾圓ありとすれば。

(借方)

(貸方)

貯藏品 50,000

消費費 50,000

として整理すべきものなり。

現在調べの結果決定したる各種動産、不動産の減價額も亦之れを整理記入をなさざるべからず、例へば従來見積價格が千圓なりし什器が今期之れを八百圓の價値ありと見積りたる場合は、其差額貳百圓也は之れを其千圓の内より差引き計算せざるべからず、此手續を稱して減價消却と云ふ、而して此減價したる差額を現はすべき勘定を評價差損失金勘定又は減價勘定或は減價消却勘定とも稱す。

元來動産、不動産は時の推移と使用の結果により、或る少數の例外を除きて其他は何れも其價値の減退を來すべきは當然の事なり、従て之れが増減變化の關係を明瞭に記録すべき使命を有する簿記は其減價額に對する處理も亦當然の結果として之れをなさざる可らず。

而して減價額に對する處理方法に二種あり、第一の方法は借方に減價消却勘定なる損失勘定を設け貸方に減價さるべき勘定を記載して處理するもの

にして、例へば現在所有の機械器具拾萬圓のものを本期決算に際し壹萬圓丈
け減價處分したりとせば。

(借方)

減價消却

10,000,000

機械器具

10,000,000

とすべきものにして、第二の方法は直接減價さるべき勘定より減ずる事な
く機械器具の拾萬圓は其儘となし置き。

(借方)

減價消却

10,000,000

減價消却準備金

10,000,000

借方の減價消却は第一方法と同様なるも、貸方には減價消却準備金勘定を
起し相手方資産の額に達するまで毎年増額し行くものなるも、右は利益金の
積立に非らずして資産を減價すべき見返り準備として蓄積せられたるもの
なれば、之れを利益の一部則ち資本主勘定と見るべきものに非らざるなり、故
に之れが貸借対照表に現はれたる時は、借方當該勘定より此金額丈けを差引
き計算したるものが實際の資産を示すべきものなりとす。

右の處理方法は已に述べたる各種債權の貸倒金を整理する場合に貸倒準
備金勘定として同様の方法により處理する事少なからざるなり。

然れども貸倒準備金は已に回收不能に歸したるものに對してなす處のも
のに非らずして、或る一定の貸金に對して取立不能を豫想して行ふ處のもの
なれば本勘定を設定したればとて直接一般債權勘定には何等の影響を生ず
るものには非らざるなり。

故に貸倒準備金勘定を起すも實際に於て貸倒金なき場合は其準備金は無
用のものたるなり、何んとなれば本準備金が利益の一部を割取して積立てた
るものなれば、資本主勘定の一部變形したるものと見るべきものなるも多く
の場合は損益の有無に拘らず積立つるものなれば、然か見る事能はざるもの
なり。

(借方)

損益勘定

10,000,000

貸倒準備金

10,000,000

右に示す如く一方に損失勘定を起して殊更らに設けたる處のものなれば、

もし些の貸倒金なき場合は更らに之れを次の如くにして振戻さるべからず。

(借方)

貸倒準備金

10,000,000

(貸方)

貸倒勘定

10,000,000

然れども若し此中五千圓だけ貸倒金を生じたる事ありとせば左の如く處理する事なり。

(借方)

貸倒準備金

5,000,000

(貸方)

貸掛金

5,000,000

則ち賣掛金なる債権は五千圓だけ無償の儘減少したるも、貸倒準備金ありたるを以て之れによりて充當する事を得たる爲め、今期の缺損として計上する必要な爲め損益の關係を圓滑均等ならしむる利益あるものなれば、本準備金も亦多數得意先取引先を有する事業にありては必要なものなり。

家賃、地代、利子、手数料等如き性質のものにして若し前拂ひを受け未だ其契約期間の満了せざる場合に當り、之等のものを其儘其期間中の利益として計

算する事は不當の甚だしきものなれば、適當の月割又は期間別に分割して之れを次期に繰越す必要あり。

例へば

期末に於て既收の家賃地代を取調べたるに金千圓也は來期の收入に屬すべきものなりとせば。

(借方)

家賃及地代

1,000,000

(貸方)

現金

1,000,000

則ち已に家賃地代として受入れたるものを帳簿上に於て拂戻し之れを假りに預りたる如く記入し、更らに來期に至り受入るべきものなりとす。

然れども右の方法は相當迂遠なる方法なれば之れを保険料及廣告費等に就て述べたる如く同一口座にて處理するも可なり。

整理記入とは以上述べたる如く其目的は主として其營業の損益計算を正確になさん爲め行ふ處の手續にして、決算に際しては是非とも必要な手續なりとす、而して此記入事項の重なるものを更らに次に例示すれば。

- 一、 動産、不動産の減價處分
- 二、 債權に屬するもの、回收不能に歸したるもの、處分
- 三、 未回收の利益に屬するもの、處分
- 四、 未拂の各種の經費
- 五、 既拂の經費にして尙資産と認め得べきもの、處分
- 六、 既收の利益金にして當期の分として處分する事能ざるもの、處理等の如きものにして未記入又は未整理のものを夫れ、處理する手續なりとす、右の如き方法によりて整理記入を終りたる時は直ちに試算表を作成し之れが記入の正否を検する事を要す。

第五款 締切記入手續

元帳に於ける整理記入が全部完了したる時は次に元帳の締切記入をなさる可からず、而して其方法は損失又は經費に屬する勘定口座或は利益に屬する勘定口座により、各々其殘高を別に新に元帳内に設けたる損益勘定に振替轉記を行ふ處の手續を云ふ。

各損失、經費及利益に屬する諸勘定が損益勘定に振替轉記さるゝ場合の數字の多くは各勘定の殘高を以てさるゝ事となり居るも、時によりては借方貸方の各合計を其儘轉記し居る事なきに非らざるなり。

特に同一勘定にして收入支出を併記し居るものにおいては一層其必要を感ずる事少なからざるべし、例へば手數料勘定の借方合計は五百圓(支拂)にして貸方合計が六百圓收入なる場合に其殘高は貸方の方多くして百圓となるも、亦別に同勘定の借方合計が一萬圓にして貸方合計が壹萬壹百圓とすれば其差額は前同様百圓なり、而して若し此引差殘高百圓丈けを示す時は收入手數料は百圓也と云ふのみにして何等其内容の關係を知る事能はざるも、收入手數料は壹萬壹百圓にして支拂手數料が壹萬圓なりと云ふと、收入手數料が六百圓にして支拂手數料が五百圓也を比較する時は同じく手數料の差引收入は百圓なるも如何に其營業の範圍が相違し居るかを知らざる事を得べきものなれば、斯くの如き關係を知る事を要する此種の勘定にあつては特に此貸借の數字を其儘記載する事を必要とするなり。

有價證券勘定又は商品勘定等の如き其記入が仕入れ賣上げとも混記せられ居るものありては、其貸方に棚卸表によりて調査決定せられたる手持商品又は有價證券の現在額を記入するものにして、之れを現に現はれ居る之等の諸勘定の差引残高と比較對照し、若し此現在高が帳簿上の残高より多き時は之れを差引きたる差額は其賣買によつて得たる利益金を示し、反對に棚卸表の方少なき時は賣買によつて生じたる損失金を示す事となる。

而して此差金則ち利益金は之等の勘定口座の借方に轉記するものにして此借方に轉記したるものと、現に存する残高とを合計したるものを實際の現在高として次期に繰越すものとす、故に損失を生じたる場合は其金額は貸方に記入するものなり。

斯くの如くにして商品勘定、有價證券勘定は貸借を平均せしめて締切をなすものとす。

右は有價證券又は商品の賣買に基く損益金算出の方法を述べたるものなるが、斯くの如くにして得たる利益金は單に商品又有價證券の賣買に依る處

の賣買益金に過ぎざるなり、故に此利益金を元帳損益勘定の貸方に轉記し之れに對して損失又は經費に並に利益に屬する處の俸給、廣告費、利子、手数料、交際費、保険料、消耗費、修繕費、借地借家料、通信費、庫敷料、雜收入、雜費等の各勘定を夫れ々借方貸方に從ひ其の差引残高を損益勘定に振替轉記を行ふものとす。

而して損益勘定に轉記したるものにして、借方合計と貸方合計を比較し貸方合計より借方合計の方少額なる時は其差引残高は其營業期間に於て得たる利益金を示すものにして、反對に貸方合計より借方合計の方大なる場合は其差額は本期間に於て生じたる損失金を示すものなりとす、斯くの如くにして損益金を算出したる場合に於て其損益金を處理する方法に二種あり。

一、元帳内に設けられたる損益勘定が全部轉記計算し終りたる結果、若し利益金を得たる時は之れを資本金勘定の貸方へ損益として記入するものにして、則ち其利益金は當然資本金が獲得するものなるにより、之れを配當金として資本金が營業資産中より引去る事なくんば、其利益金は資本金が更

らに投資したるものと同一の形式となりて資本金勘定の貸方へ記入され
資本金を増額したる形式となるなり。

故に此理由に基き萬一損失金ありたる場合は已に出資したる資本金が
減少するものにして、即ち其金額だけを資本金勘定の借方に記入し資本金
を減額するものなり。

然るに右の如く其損益金を直ちに資本金勘定へ振替へ整理する事は獨
り個人經營の場合に限るものにして、合名、合資、株式、株式合資會社等の場合
にありては、利益金又は損失金を生ずる事あるとも直ちに之れを以て資本
金勘定を増減せしむるが如き事なきは已に勘定科目の章に於て資本主勘
定を説明したる場合に詳述したると同一の理由に基くものなり。

二、其組織が會社の場合にありては決算の結果損益金を生じたる時之れを
以て直ちに資本金を増減せしむる事は、其資本金が一定の形式に基き官廳
に對し登記せられ居る爲め、何時にても隨意に帳簿上の資本金を變更し得
べきものに非らずして、必ず増資、減資又は拂込の形式を経て更らに之れを

登記するの必要あるものなれば、此場合には之等損失金又は利益金は別に
當期純益金又は當期欠損金なる別勘定を設け、資本金は其儘として處理す
るなり。

以上の如き方法により損益に屬する諸勘定を損益勘定に轉記したる場合
に其借方に残高を有するものは貸方に同額の金額を朱記すべし、而して摘要
欄には損益と記入するなり、故に此の朱記せられたるものが其期間中に得た
る處の純損益金を示すものなり、斯くの如くにして其貸借を平均せしむる時
は貸借の差引差額は零となるなり。

損益に屬する全部の勘定を貸借平均せしめて零となしたる場合は、後に残
るものは、資産か負債又は資本主勘定に屬するものゝみとなるなり、此等の諸
勘定には何れも後期繰越と摘要欄に記入し其差引残高が借方なる場合は貸
方に貸方なる場合は借方に、夫れ々同額の金額を朱記して貸借を平均せしむ。
而して次期營業開始に當りては前期末に於て後期繰越として朱記したる
ものを、前期越高又は前期繰越高として新に勘定口座を設け之等各勘定口座

仕 譯 日 記 帳

年月日	摘 要	元 丁	借 方		貸 方	
10 31	商 品		2,850	000		
	損 益				2,850	000
	決算ノ爲メ商品賣買益金ヲ 損益口座ニ振替フ					
"	損 益 請 口		1,700	000		
	給 料				500	000
	廣 告 料				300	000
	借 家 料				100	000
	雜 費				800	000
	損益口座ニ振替フ					
"	損 益		1,150	000		
	資 本 金				1,150	000
	當期純益金資本金ニ振替フ					
	合 計		5,700	000	5,700	000

第九章 決算

三七三

へ繰越すものとす、此場合に於ける繰越方方法は貸方に朱書しあるものは借方に、借方に朱書しあるものは貸方に各反對の繰越をなすものなりとす。

則ち前期末の締切計算をなさざる以前の形式に復せしむるものなり。

以上の締切手續は何れも營業を繼續すべき場合の手續を示したるものにして、之れを平常決算と稱す、故にもし、廢業、解散、清算、破産等の場合に於ける營業を廢止したる時の締切は之れを後期に繰越す必要なれば、従つて摘要欄に後期繰越と記入すべき代りに殘高と記入し、以て締切後に於ける新口座開設の必要なき事を示すものなり。

今次に營業を繼續すべきものとして前記例題に基き其締切手續を施したる一例を示さん。

應用簿記學概論

三七二